

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

全機関

(警戒対策本部、災害対策本部設置前は、現行の組織である部課室等名とする。)

第1 基本方針

風水害については、災害発生の危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の住民に対する伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。市及び関係機関は、防災気象情報を受けた場合は、伝達系統図により伝達活動を行う。

また、住民から災害発生のおそれがある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達を行う。なお、県、消防庁、東日本電信電話株式会社から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合または自ら知った時は、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとるものとする。その周知にあたっては、関係事業者の協力を得つつ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、防災メール、緊急速報メール、シルキーチャンネル、広報車等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うように努めるものとする。

(1) 警報等の種類及び発表基準

ア 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

気象業務法に基づき、一般の警戒又は注意を促すために発表する気象、地象及び水象についての特別警報・警報、注意報並びに情報をいい、長野地方気象台より発表される。

【資料 24】 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報等

イ 水防法に基づく警報等

水防法に基づき、重要河川についてその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報、水防活動のために発する警報をいい、長野地方気象台及び水防関係機関より発表される。なお、特別警戒水位到達情報は、諏訪建設事務所から通知される。

また、県管理河川洪水予報（諏訪湖）については、諏訪湖の水位及び雨量の積算時間、雨量により県建設部河川課及び長野地方気象台より発表され、県建設部河川課から通知される。

【資料 25】 水防法に基づくもの

ウ 消防法に基づく注意・警報等

消防法に基づき、気象状況が火災の予防上危険であるときされる通報、また、一般に警戒

を促すため発表する警報をいい、長野地方気象台及び市長より発表される。

【資料 26】 消防法に基づく注意・警報等

エ その他の情報

(7) 土砂災害警戒情報

大雨により土砂災害の危険が高まった市町村を特定し、長野県と長野地方気象台が共同して発表する情報をいう。県から土砂災害警戒情報の発表・解除の通知を受けたときには、その情報を住民等へ伝達し、速やかな避難行動へつなげるよう努めるものとする。

(4) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、大雨を観測した観測点名や市町村等を明記して、府県気象情報の一種として発表する情報をいう。

(9) 竜巻注意情報

激しい突風一般に警戒を促すために発表する情報をいう。

【資料 27】 その他の情報

(2) 伝達責任者及び措置

ア 勤務時間中の取扱い

(7) 伝達責任者

注意報、警報及び情報等の伝達責任者は、危機管理室長とする。

(4) 措置

a 危機管理室長は、受領した警報等を職員に周知するとともに、各種体制が敷かれた場合若しくは他の体制に移行した場合は、庁内放送及び内線電話及びサイボウズ掲示板で周知する。

b 各部課等の長は、体制の移行に伴い予想される事態に対して取るべき措置を、関係機関等に伝令するとともに、職員体制を整える。

(9) 基本行動内容

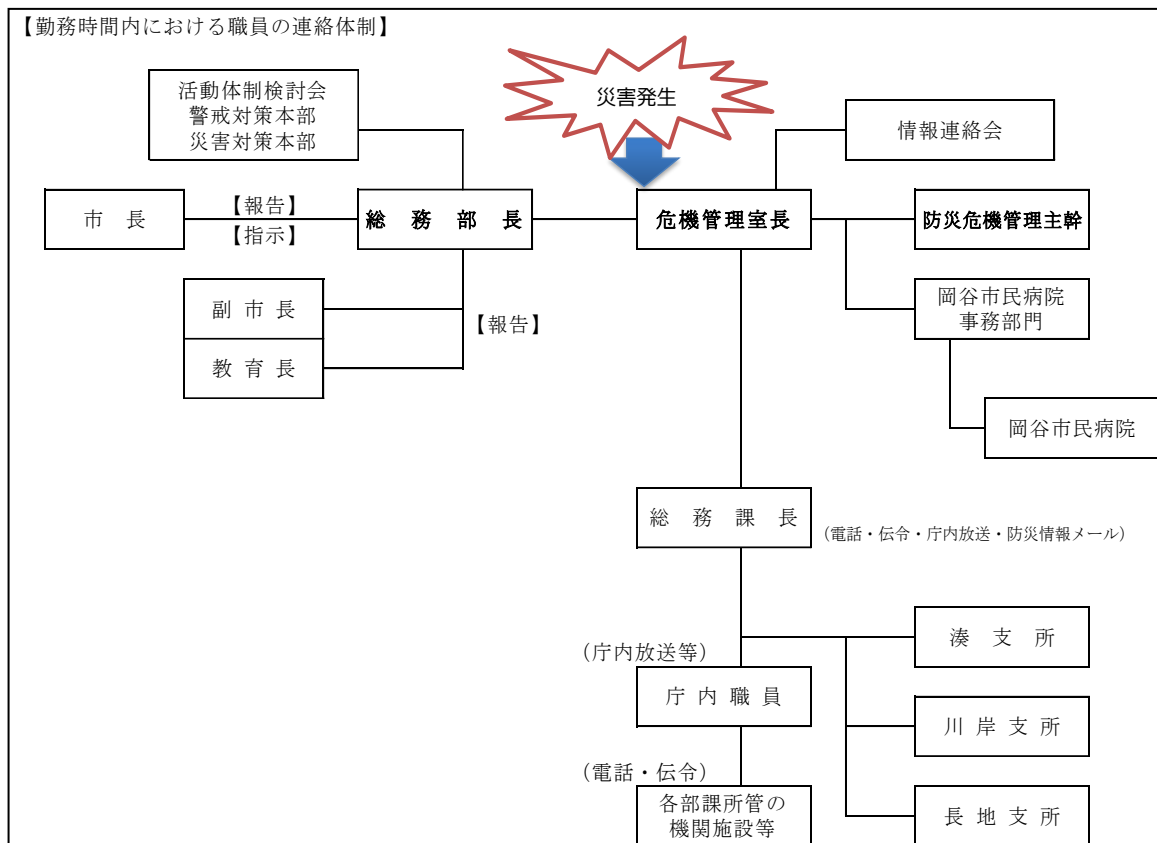
a 突発的な災害が発生した場合、職員は先ず来庁者及び我が身の安全を確保し、来庁者を避難誘導する。

b 来庁者を避難させた後、庁舎施設等の安全点検及び被害状況調査を実施する。

(エ) 出張等の行動

a 市内出張者は速やかに帰庁するか、被害状況により帰庁できない場合は、最寄の各支所及び出先機関施設で待機し自分の所在及び周辺の被害状況を所属長に報告する。帰庁できるまでの間は、各支所及び出先機関施設での応急対策を実施する。

b 市外出張者は直ちに自分の所在を所属長に連絡し指示を仰ぐ。



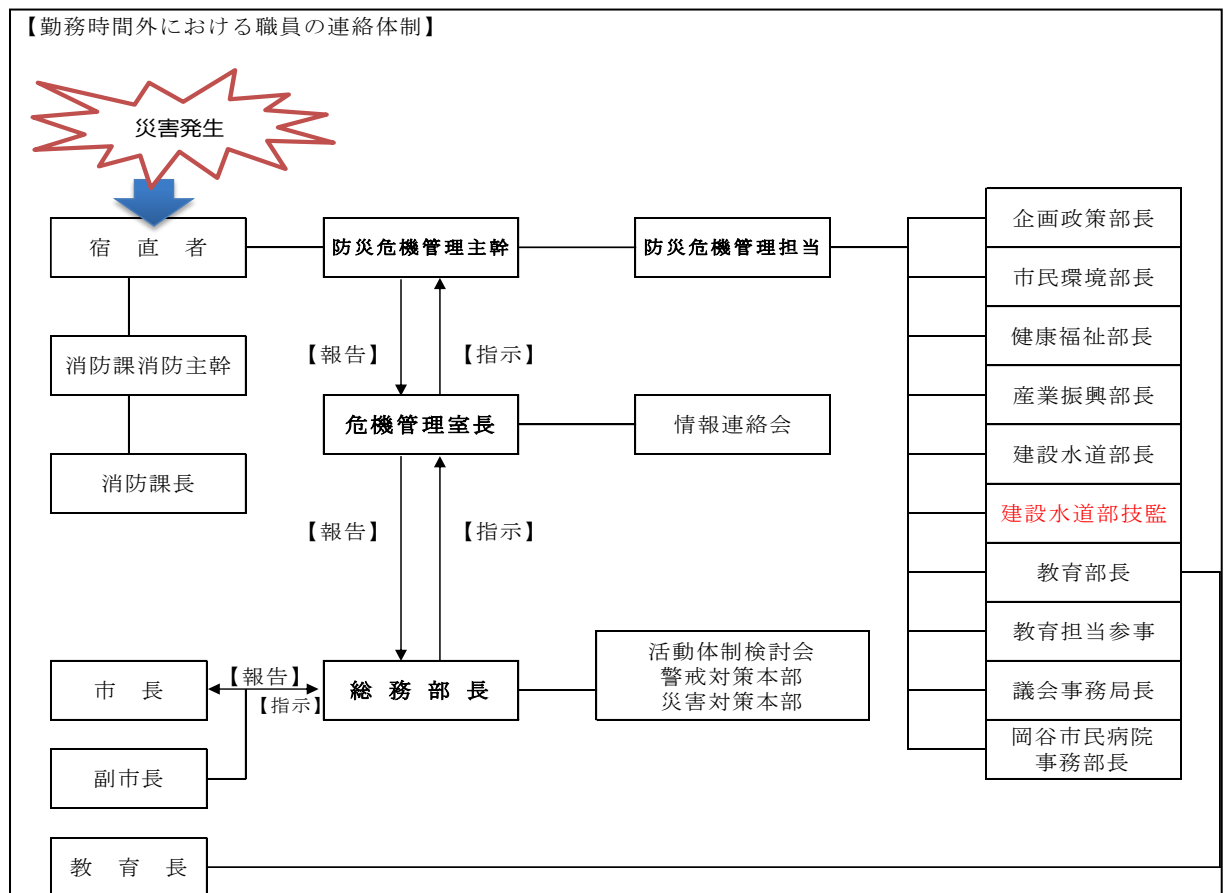
イ 勤務時間外の取扱い

(7) 伝達責任者

勤務時間外及び休日における警報等の伝達責任者は、日宿直者とする。

(イ) 措置

- a 日宿直者は、受領した警報等を直ちに防災危機管理主幹に通知する。
- b 防災危機管理主幹は危機管理室長に報告し、危機管理室長は受領した警報等の防災気象情報を判断材料として体制を整える。
- c 各種体制が敷かれた場合若しくは他の体制に移行した場合は、緊急動員配置体制連絡網で伝令する。また電話が不通のときには、市内一斉の防災行政無線による。
- d 各部長等までの連絡体制は下記のとおりとし、各部長からは各部作成の連絡体制による。
- d 以下、(イ) bの勤務時間中の取扱いに準じて措置する。

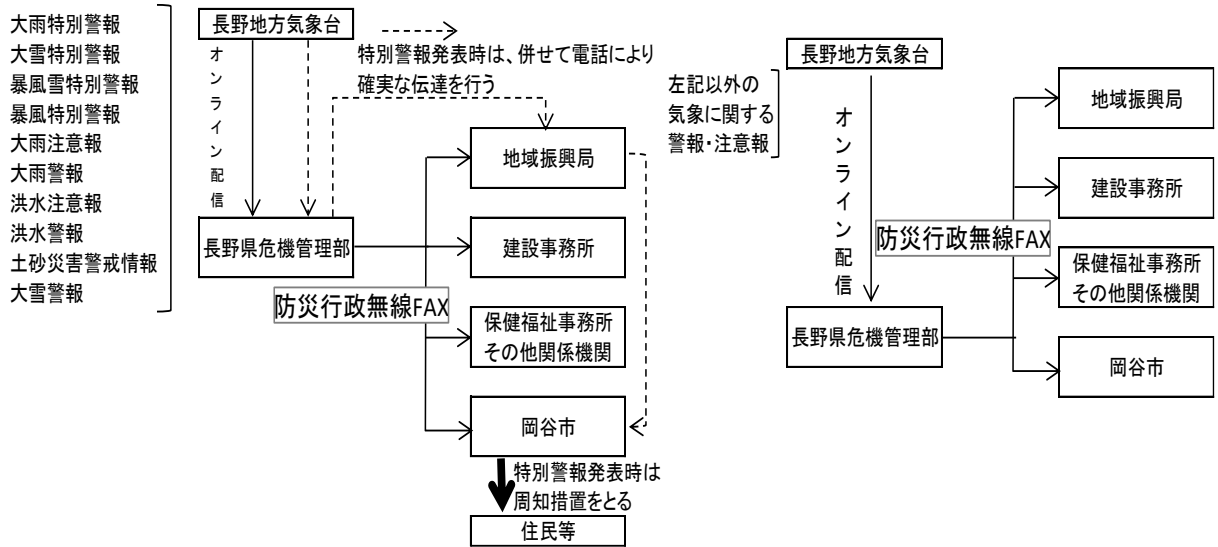


(4) 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は次のとおりとする。なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられるものとする。ただし、竜巻注意情報の有効時間は発表から1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報 特別警報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
県管理河川洪水予報	長野地方気象台 長野県建設部河川課	諏訪湖
水防警報	諏訪建設事務所	諏訪湖岸一円、釜口水門
火災気象通報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
火災警報	市長	市全域
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 長野県建設部砂防課	県全域あるいは一部
記録的短時間 大雨情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部
竜巻注意情報	長野地方気象台	県全域あるいは一部

警報等伝達系統図



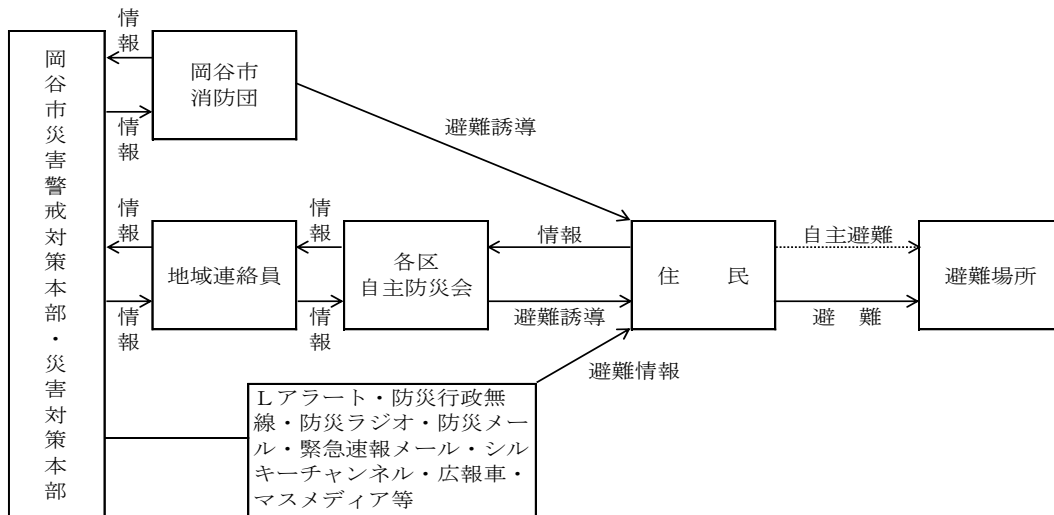
2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

特に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

また、区、自主防災組織及び消防団は住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



(1) 市が実施する対策

住民の避難誘導にあたり、以下に留意する。

ア 市町村は、風水害の発生のおそれがある場合には防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。特に、台風による大雨

発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

イ 避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行うものとする。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施するものとする。

ウ 住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

エ 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

オ 市町村は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

カ 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、ホームページ、岡谷市行政チャンネル、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

キ 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

ク 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。

ケ 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

コ 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

サ 市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

シ 市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ス 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 住民が実施する対策

避難の際には、出火防止措置をとったうえ、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

(3) 要配慮者利用施設の管理者が実施する対策

要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。また、災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

(1) 水防管理者

水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。

(2) 河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等

洪水、豪雨の発生が予想される場合には、せき、水門ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び岡谷警察署に通報するとともに住民に対して周知させる。

(3) 道路管理者

降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

(4) 異常現象発見時の住民の措置

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常現象を発見した者は、自己又は他人によりその発見場所、状況及び経過等について具体的に市もしくは警察官に速やかに通報するものとする。

イ 通報を要する異常現象

(7) 突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨等の気象現象

(4) 河川、池沼の水位の異常な上昇

(5) 水防団及び消防機関が実施する対策

出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

第2節 災害情報の収集・連絡活動

全機関

第1 基本方針

災害が発生した場合、関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行い、関係機関へ報告を行うものとする。

第2 活動の内容

1 被害状況の調査及び報告体制

(1) 報告の種別

ア 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態が発生したときは直ちにその概況を報告する。

イ 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

ウ 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

(2) 災害発生直後の情報（第1次情報）の収集

参集途上等で職員が被害を知ったときは、直ちに所属長に報告するとともに、所属長は部庶務担当課長に報告し、部庶務担当課長は危機管理室長に報告するものとする。

ア 情報の内容と報告順位

災害発生直後に収集する情報内容と報告の優先順位は次のとおりとする。

(ア) 人命にかかわる情報

(イ) 災害の拡大又は二次災害の発生に関する情報

(ウ) 被害状況に関する情報

(3) 被害状況等の調査

ア 調査の分担

被害状況の調査は、次表に掲げる担当班が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

また、連絡系統は各班等で収集した情報を対策本部事務局にも報告する。

市は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録や外国人登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	担当班	協力機関	報告先
概況速報 人的被害 避難指示等避難状況	危機管理班 消防班 地域連絡員	岡谷市消防団 各区自主防災会	諏訪地域振興局
住家の被害	税務班・都市計画班		諏訪地域振興局
社会福祉施設被害	社会福祉班 介護福祉班 子ども班	施設管理者	諏訪地域振興局
農・林・畜・水産業被害 農業用施設被害	農林水産班	農業農村支援センター 諏訪湖農業協同組合 諏訪森林組合	諏訪地域振興局
公共土木施設被害	土木班	諏訪建設事務所	諏訪建設事務所
土砂災害等による被害	土木班	諏訪建設事務所	諏訪建設事務所
都市施設被害	都市計画班	諏訪湖流域下水道事務所	諏訪建設事務所
水道・下水道施設被害	水道班		諏訪建設事務所
廃棄物処理施設被害	環境班・施設管理者		諏訪地域振興局
感染症関係被害 医療施設関係被害	健康推進班		諏訪保健所
商工関係被害 ライフライン被害（水道除く）	商業観光班 工業振興班	岡谷商工会議所	諏訪地域振興局
観光施設被害	商業観光班	岡谷商工会議所 岡谷市観光協会	諏訪地域振興局
教育関係被害	教育総務班	施設管理者	伊那教育事務所
文化財被害	生涯学習班	施設管理者	伊那教育事務所
市有財産被害	財政班・施設管理者	施設管理者	諏訪地域振興局
火災即報	消防班	諏訪広域消防本部 岡谷市消防団	諏訪地域振興局 県危機管理部
火災即報（危険物に係る事故）	消防班	諏訪広域消防本部 岡谷市消防団	県危機管理部
所管している施設被害	全班		

イ 被害状況等報告内容の基準及び用語定義

被害の程度区分の判定は、災害救助法の被害認定基準に基づく。

被害種類	認定基準
死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊 (全焼・流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部損壊	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	定 義
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。
棟	一つの独立した建物をいう。 ・ 主屋に付着している風呂場、便所等は主屋に含めて1棟 ・ 2つ以上の棟が渡り廊下で接続している場合には2棟

※行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行なっていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（県災害対策本部）にも連絡するものとする。

(4) 被害報告

ア 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画による。

イ 報告系統

- (7) 災害対策本部設置前においては危機管理室長（災害対策本部設置後においては、本部室）が県（諏訪地域振興局あるいは、危機管理部）に報告する。
- (i) 緊急を要する等の場合は、直接県関係課に報告し、その後において諏訪地域振興局等の機関に報告する。
- (v) 県庁舎の被災、通信途絶等により、県への報告ができない場合は、直接消防庁へ報告する。

(5) 甚大災害等における情報収集・報告体制

ア 市による被害調査が困難な場合

被害が甚大である等、市において円滑な被害調査の実施が困難である場合は、諏訪地域振興局に応援を求める。

イ 県への報告が困難となった場合

県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

ウ 直接即報基準に該当する災害等が発生した場合

被害状況等は、市は出先機関を通じて県に報告することを原則としているが、「火災・災害等即報要領（昭和59年消防災第267号消防庁長官）」の直接即報基準に該当する場合（該当するおそれがある場合を含む。）には、県だけではなく、直接消防庁にも報告する。

2 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、衛星携帯電話、各種移動携帯無線器及びアマチュア無線等の活用を図る。必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(1) その他の方法

ア オートバイ、自転車、徒歩等による伝令

第3節 非常参集職員の活動

全機関

第1 基本方針

市は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令、地域防災計画（県・市町村）及び受援計画（県・市町村）の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力する。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるときまたは災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部を設置する。

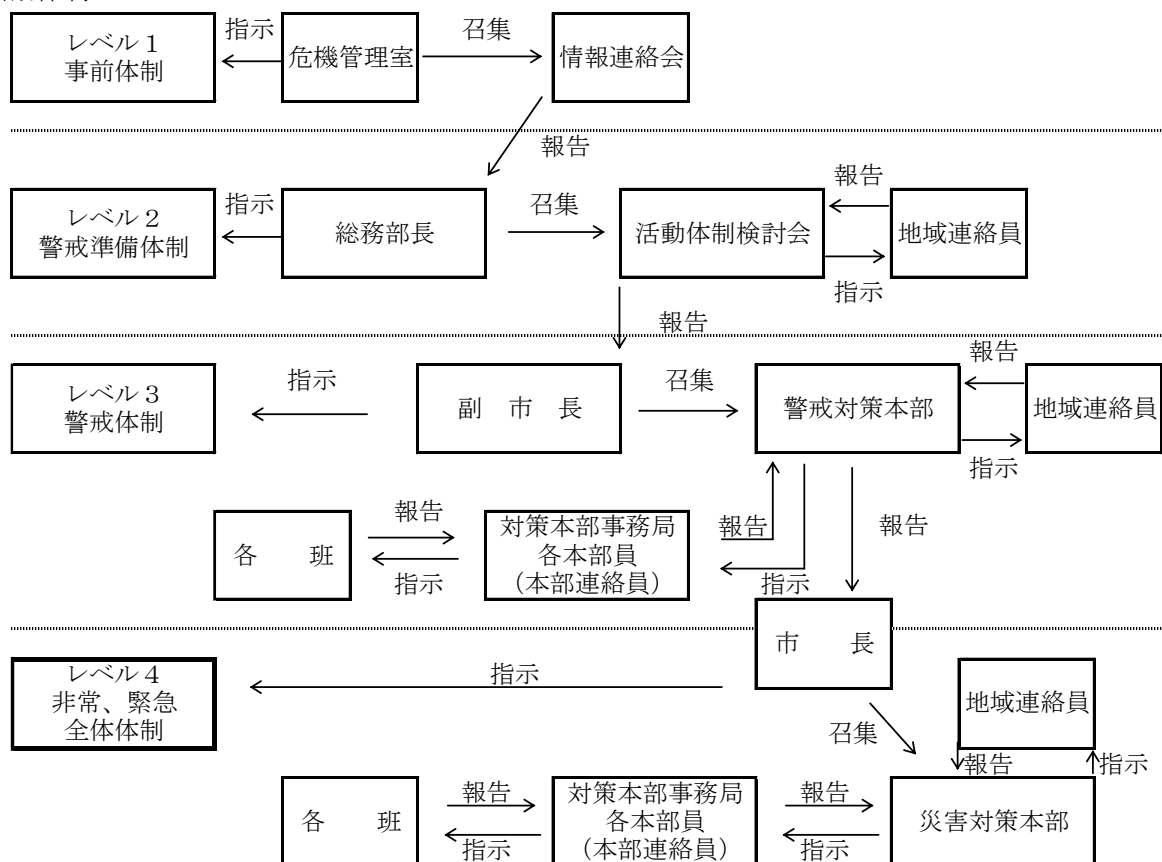
第3 活動の内容

1 職員の活動体制

(1) 体制の基準

災害応急対策活動が、速やかに実施されるよう次の区分に基づき、所定の職員の動員を行い、活動体制を整える。

活動体制フロー



風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

職員の配備区分と活動基準

*警戒対策本部又は、災害対策本部は、本部事務局の対応を行う職員に不足した生じた場合、各部等の長が所属の職員から2名を指名し、参集することができる。

種類	活動開始基準	活動期間	対 応	庁内体制	参集範囲	住民体制
平 時			・危機管理室が情報収集を行う。	○危機管理室	危機管理室職員	
【レベル1】 事前体制	○注意報等の防災気象情報を判断材料として、危機管理室長が必要と認めた時 ○大雨が予想される時 ○市内に震度3の地震が発生した時 ○その他危機管理室長が必要と認めた時	左の基準に該当した時から、危機管理室長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	気象状況を判断材料として、危機管理室長が必要と認めた時に、情報連絡会を開催し、気象、現地等の情報収集を行う。 状況に応じ職員は参集に備えて連絡の取れる体制とする。	○情報連絡会 ・企画課長 ・秘書広報課長 ・消防課長 ・農林水産課長 ・土木課長 ・危機管理室長	【レベル1】 ・左記対応課長が指名する職員 ・管財主幹	○事前体制 気象情報の収集等を行い、心構えを高める
【レベル2】 警戒準備体制	○次の状況下で総務部長が必要と認めた時 (1) 情報連絡会から報告を受けた時 ○市内に震度4の地震が発生した時 ○警戒レベル3高齢者等避難相当の防災気象情報の発表が予想される時 ○その他総務部長が必要と認めた時	左の基準に該当した時から、総務部長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	総務部長は必要に応じて活動体制検討会を開催し、活動体制の決定を行う。 活動体制の決定を受け、地域連絡員を各地区に派遣し、必要な情報収集を行う。 他の職員においては勤務時間内は職場待機、勤務時間外は自宅待機若しくは参集に備えて連絡の取れる状態で活動に備える。	○活動体制検討会 ・全部長 ・対策本部事務局課長 ・情報連絡会対応課長 ・対策本部事務局（総務課）	【レベル2】 ・全部長 ・対策本部事務局課長 ・全支所長 ・情報連絡会対応課長 ・対策本部事務局職員（総務課） ・情報連絡会対応課職員 ・地域連絡員	○注意体制 どのように避難するかを確認する
	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の通知を受けた時	左の基準に該当した時から、総務部長が配備の必要がないと認めた時、各種情報が解除された時及び他の体制に移行した時まで	情報収集及び伝達（広報含） 地震災害警戒準備本部の設置準備		対策本部事務局職員	地域防災計画第4章東海地震に関する事前対策活動及び第5章南海トラフ地震に関する事前対策活動による
【レベル3】 警戒体制	○次の状況下で副市長が必要と認めた時 (1) 活動体制検討会から報告を受けた時 ○市内に震度5弱の地震が発生した時 ○警戒レベル3高齢者等避難相当の防災気象情報の発表あった時、又はまさに発表が予想される時 ○その他副市長が必要と認めた時	左の基準に該当した時から、副市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	災害警戒時の体制として、副市長は警戒対策本部を設置する。 職員により災害の発生に備えた警戒活動を行う。 他の職員においては勤務時間内は職場待機、勤務時間外は自宅待機若しくは参集に備えて連絡の取れる状態で活動に備える。	○警戒対策本部 ・副市長 ・教育長 ・全部長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員	【レベル3】 ・警戒準備体制対応課全職員 ・対策本部事務局職員 ・全課長 ・各部の長が所属の職員から指名する者（本部連絡員） ・各課の長が所属の職員から指名する統括主幹または主幹（副班長） ・教育部（避難所対応職員） ・市民生活課（広報車対応職員）	○高齢者等避難体制 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等等は危険な場所から避難、その他の人は避難準備
【レベル4】 非常体制	○次のいずれかの状況下で市長が必要と認めた時 (1) 警戒対策本部から報告を受けた時 (2) 災害が発生した時又は激甚な災害の発生する恐れがある時 ○市内に震度5強以上の地震が発生した時 ○警戒レベル4避難指示相当又は警戒レベル5緊急安全確保相当の防災気象情報の発表があった時、又は発表が予想される時 ○その他市長が必要と認めた時	左の基準に該当した時から、市長が配備の必要がないと認めた時及び他の体制に移行した時まで	災害時又は激甚な災害発生のある場合の体制として、市長は災害対策本部を設置する。 災害の規模に応じた体制による活動を行う。	○災害対策本部 ・市長 ・副市長 ・教育長 ・全部長 ・対策本部事務局 ・本部連絡員	【レベル4】 ・全職員 (会計年度任用職員を含む全職員)	○避難指示体制 全員が危険な場所から避難 ○緊急安全確保体制 命の危険 直ちに身の安全確保
	○岡谷市業務継続計画（BCP）発動時	BCPによる	BCPによる			
	○南海トラフ地震臨時情報に次のキーワードが付記され発表された時 ・巨大地震注意 ・巨大地震警戒	左の基準に該当した時から、市長が配備の必要がないと認めた時、臨時情報に「調査終了」が付記された時及び他の体制に移行した時まで	災害時又は激甚な災害発生のある場合の体制として、市長は災害対策本部を設置する。 災害の規模に応じた体制による活動を行う。 防災関係機関等への伝達、地震防災対策の実施			
	○大規模地震注意情報を知り得た時 【大規模地震情報に基づき政府が準備行動の意思決定を行なった場合】	左の基準に該当した時から、地震災害警戒本部若しくは災害対策本部が設置された時又は地震災害に関する警戒宣言が発令されないことが明らかになった時	市長は地震災害警戒準備本部を設置する。 災害の規模に応じた体制による活動を行う。 学校の児童生徒及び保育園の園児の引渡し等安全確保対策	地震災害警戒準備本部	・全職員 (会計年度任用職員を含む全職員)	地域防災計画第4章東海地震に関する事前対策活動及び第5章南海トラフ地震に関する事前対策活動による
緊急体制	○大規模地震警戒宣言及び大規模地震予知情報発令時	左の基準に該当した時から、警戒宣言が解除され、地震防災応急対策の事務処理が概ね完了したとき又は地震災害が発生し、災害対策本部が設置された時	市長は地震災害警戒本部を設置する。 災害の規模に応じた体制による活動を行う。 防災関係機関等への伝達、地震防災対策の実施 応急対策の状況等の報告	地震災害警戒本部	・全職員 (会計年度任用職員を含む全職員)	

※ 防災気象情報：気象注意報、警報、特別警報、土砂災害警戒情報、キキクル(危険度分布)、台風情報、地震情報、南海トラフ地震臨時情報等（大規模地震関連情報）、火山情報など

庁内体制

事前体制 レベル1	警戒準備体制 レベル2	警戒体制 レベル3		非常体制/緊急体制 レベル4	
情報連絡会	活動体制検討会	警戒対策本部		災害対策本部	
企画課長 秘書広報課長 消防課長 農林水産課長 土木課長 危機管理室長	全部長 企画課長 秘書広報課長 地域創生推進課長 総務課長 財政課長 会計課長 消防課長 農林水産課長 土木課長 危機管理室長	本部長 副本部長 本部員 対策本部事務局 各部連絡	副市長 教育長 全部長 対策本部事務局課長 本部連絡員 対策本部事務局職員	本部長 副本部長 本部員 対策本部事務局 各部連絡 関係機関	市長 副市長 教育長 全部長 対策本部事務局課長 本部連絡員 対策本部事務局職員 自衛隊 長野県 岡谷警察署 諏訪広域消防本部 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 公共団体及び防災上 重要な施設の管理者他
上記対応課長が指名する 職員 管財主幹 危機管理室職員	湊・川岸・長地3支所長 情報連絡会対応課職員 管財主幹 地域連絡員 総務課職員 危機管理室職員		全課長 副班長 教育部職員 市民生活課職員 湊・川岸・長地3支所職員 警戒準備体制対応課職員		全職員 □(会計年度任用職員を含む)

災害対策本部の組織及び編成

対策本部	部の編成及び部長等		班の編成及び班長等			本部事務局となる職員	本部連絡員となる職員	班員となる職員	
	名称	部長及び職務代理者	班の名称	班長	副班長				
本部長 市長	企画政策部・総務部	総務部長	本部事務局	企画班	企画課長	各課の長が所属の職員から指名する統括主幹または主幹			
副本部長 副市長 教育長		企画政策部長		秘書広報班	秘書広報課長				
		(総務課長) (企画課長)		地域創生推進班	地域創生推進課長				
				総務班	総務課長				
				財政班	財政課長				
				会計班	会計課長				
				危機管理班	危機管理室長				
本部員 企画政策部長 総務部長 市民環境部長 健康福祉部長 産業振興部長 建設水道部長 建設水道部技監			税務班	税務課長					
			消防班	消防課長					
			選管・監査班	選管・監査事務局長					
			湊地区班	湊支所長（兼）					
			川岸地区班	川岸支所長（兼）					
			長地地区班	長地支所長（兼）					
	教育部長 教育担当参事 議会事務局長 岡谷市民病院 事務部長	市民環境部長	市民生活班	市民生活課長					
(市民生活課長)		医療保険班	医療保険課長						
		環境班	環境課長						
対策本部事務局 企画課長 秘書広報課長 地域創生推進課長 総務課長 財政課長 会計課長 危機管理室長	健康福祉部長	健康福祉部	社会福祉班	社会福祉課長	各部の長が所属の職員から指名する者（2名）				左記以外の所属職員
	(社会福祉課長)		介護福祉班	介護福祉課長					
			子ども班	子ども課長					
			健康推進班	健康推進課長					
			看護専門学校班	看護専門学校副校長					
	産業振興部長	(商業観光課長)	工業振興班	工業振興課長					
			商業観光班	商業観光課長					
			ブランド推進班	ブランド推進室長					
			農林水産班	農林水産課長					
	建設水道部長	建設水道部技監 (都市計画課長)	都市計画班	都市計画課長					
			土木班	土木課長					
			水道班	水道課長					
	教育部長 教育担当参事 (教育総務課長)	教育部	教育総務班	教育総務課長					
生涯学習班			生涯学習課長						
スポーツ振興班			スポーツ振興課長						
議会部	議会事務局長 (議会事務局次長)	議会班	議会事務局次長						
病院部	岡谷市民病院事務部長 (庶務課長)	病院班	庶務課長						

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

岡谷市災害対策本部の組織及び事務分掌（事前、警戒準備、警戒体制もこれに準ずる）

担当部	班名		班長	担当主幹	所 掌 事 務
企画政策部 総 務 部 企画政策部長 総務部長 <					

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

				5 活動体制の確立に関する事 6 指令その他本部命令に関する事 7 避難情報に関する事 8 災害対策本部の設置及び閉鎖に関する事 9 災害対策本部の庶務に関する事 10 各区自主防災組織との連絡調整に関する事 11 本部会議に関する事 12 無線通信の総括に関する事 13 災害情報の収集の取りまとめに関する事 14 県・警察への連絡調整及び被害報告などに関する事 15 災害危険箇所の状況把握及び報告に関する事 16 災害救助法の適用に関する事 17 現地対策本部に関する事
	税務班	税務課長	収納 資産税 〃 市民税	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 一般住宅被害状況の調査及び報告に関する事 4 固定資産の調査に関する事 5 災害に伴う税の減免に関する事
	選管・監査班	選管・監査事務局長	選管・監査	1 来庁者及び投票所来場者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事
	湊地区班	湊支所長		1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 支所の被害状況調査及び報告に関する事 3 支所の保全及び応急対策に関する事
	川岸地区班	川岸支所長		4 地区の被害状況調査及び報告に関する事 5 地区内の自主防災組織との連絡調整に関する事 6 地区住民の避難及び安全対策に関する事
	長地地区班	長地支所長		7 支所（地区公民館）の避難所開設及び運営に関する事 8 地区内の総合相談窓口に関する事 9 地域連絡員との連絡調整に関する事
	消防班	消防課長	消防	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 3 課の庶務に関する事 4 諏訪広域消防本部との連絡調整に関する事 5 消防団との連絡調整に関する事 6 消防施設の被害状況調査及び報告に関する事 7 情報連絡会、活動体制検討会の参加に関する事 8 消防団員の動員に関する事 9 消防用資機材の確保に関する事 10 水利の確保に関する事 11 その他災害応急対策活動に関する事
市民環境部 市民環境部長 (市民生活課長)	市民生活班	市民生活課長	戸籍・住民記録 〃 〃 〃 〃 年金・市民サービス 〃 安全・衛生 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 3 部の庶務に関する事 4 部内の職員動員及び配備計画に関する事 5 死亡届に係る件数報告に関する事 6 死者の火葬許可に関する事 7 防災ボランティアの受入れに関する事 8 火葬場施設の安全確保に関する事 9 火葬場施設の被害状況調査及び報告に関する事 10 内山霊園の被害状況調査及び報告に関する事 11 し尿処理施設（衛生センター）の被害状況調査及び報告に関する事 12 災害時の防疫・公衆衛生に関する事 13 し尿の非常処理計画に関する事 14 避難情報の伝達及び避難誘導の広報に関する事 15 災害時の交通安全対策に関する事 16 交通安全協会との連絡連携に関する事
	医療保険班	医療保険課長	国保・医療	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 国民健康保険に関する事 4 国民健康保険に係る災害に伴う減免措置に関する事 5 高齢者の医療確保に関する事 6 福祉医療費給付金に関する事
	環境班	環境課長	資源化 〃 〃 〃 〃 〃	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 ごみ処理施設の被害状況調査及び報告に関する事 3 ごみ収集計画の総合調整に関する事 4 廃棄物処理及びごみ処理に関する事 5 ごみ処理の他市町村依頼に関する事 6 所管施設の管理及び必要施設の応急設置に関する事

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

			環境保全	7 ごみ収集車両等の確保に関すること 8 災害に伴う水質汚染等公害に係る調査及び防止対策に関すること
健康福祉部 健康福祉部長 (社会福祉課長)	社会福祉班	社会福祉課長	福祉総務	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 3 部の庶務に関すること 4 部内の職員動員及び配備計画に関すること 5 災害ボランティアセンター（社協）との連絡調整に関すること 6 障がい福祉施設の被害状況調査及び報告に関すること 7 障がい福祉施設の保全及び応急対策に関すること 8 避難行動要支援者の登録者に関すること 9 要配慮者・避難行動要支援者に関すること 10 福祉避難所運営に関すること（障がい者等） 11 食料品、生活必需品等の統括的状況把握及び供給に関すること 12 日赤その他社会福祉団体との連絡調整及び協力要請に関すること 13 罹災証明に関すること 14 義援物品の受け入れ及び配分に関すること 15 災害弔慰金、見舞金の支給、災害援護資金貸付事務に関すること 16 被災者生活再建支援法による支援金事務に関すること
	介護福祉班	介護福祉課長	介護保険 〃 〃 介護予防 〃	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること 3 福祉避難所運営の統括に関すること 4 介護保険施設等の被害状況調査及び報告に関すること 5 要配慮者に関すること（要配慮高齢者等）
	子ども班	子ども課長	子育て支援 保育 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 子育て支援 こどものくに	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること 3 園児の避難及び安全対策に関すること 4 保育施設等の被害状況調査及び報告に関すること 5 保育施設等の保全及び応急対策に関すること 6 園児の状況調査に関すること 7 要配慮者に関すること（園児） 8 臨時保育園の開設に関すること 9 保育士の動員及び連絡調整に関すること 10 保育施設の避難所開設及び運営管理に関すること 11 子ども発達支援センターの被害状況調査及び報告に関すること 12 子ども発達支援センターの保全及び応急対策に関すること 13 こどものくにの被害状況調査及び報告に関すること 14 こどものくにの保全及び応急対策に関すること
	健康推進班	健康推進課長	保健予防・ 保健指導	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること 3 保健センターの安全確保及び施設の保全に関すること 4 市内医療施設の被害状況調査及び報告に関すること 5 緊急医療体制及び医療救護体制の確立と実施に関すること 6 病院班との連絡調整に関すること 7 災害時の医療救護活動及び協定に基づく応援要請に関すること 8 救急医薬品の確保に関すること 9 被災者に対する保健指導に関すること
	看護専門学校班	看護専門学校 副校長		1 来校者の避難誘導及び学校が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 校内の職員動員及び配備計画に関すること 3 教育施設の被害状況調査及び報告に関すること 4 教育施設の保全及び応急対策に関すること 5 学生の避難及び安全対策に関すること
	産業振興班	産業振興課長	雇用対策 工業支援 産業政策	1 来館者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること 3 テクノプラザおかや、勤労青少年ホーム及び勤労会館の被害状況調査及び報告に関すること 4 テクノプラザおかや、勤労青少年ホーム及び勤労会館の保全及び応急対策に関すること 5 勤労会館（勤労青少年ホーム）の避難所開設及び運営に関すること 6 市内企業の被害状況に関すること 7 市（公社）が所有する工業用地の被害状況調査及び報告に関すること
産業振興部長 (商業観光課長)	商業観光班	商業観光課長	商業支援・観光	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること 3 部の庶務に関すること 4 部内の職員動員及び配備計画に関すること 5 商業観光施設等の被害状況調査及び報告に関すること 6 商業観光施設等の保全及び応急対策に関すること 7 公共交通機関との連絡調整、被害状況調査及び報告に関すること 8 ライフライン（水道供給を除く）の被害状況調査及び報告に関すること 9 市内事業所等に対する緊急物資の確保に関すること
	ブランド推進班	ブランド推進 室長	ブランド推進 蚕糸博物館	1 来館者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること 3 蚕糸博物館の利用者の避難その他安全対策に関すること□ 4 蚕糸博物館の被害状況調査及び報告に関すること

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

			文化会館	5 蚕糸博物館の保全及び応急対策に関すること 6 蚕糸博物館の災害時の利用に関すること 7 文化会館の利用者の避難その他安全対策に関すること□ 8 文化会館の被害状況調査及び報告に関すること 9 文化会館の保全及び応急対策に関すること 10 文化会館の災害時の利用に関すること
			日本童画美術館	11 日本童画美術館の利用者の避難その他安全対策に関すること□ 12 日本童画美術館の被害状況調査及び報告に関すること 13 日本童画美術館の保全及び応急対策に関すること 14 日本童画美術館の災害時の利用に関すること
	農林水産班	農林水産課長	農業委員会	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること 2 課内の職員動員及び配備計画に関すること
			農政	3 農林業、漁業施設の被害状況調査及び報告に関すること
			〃	4 農林業、漁業施設の保全及び応急対策に関すること
			農林土木	5 農林水産関係土木施設及び農地の被害状況調査及び報告に関すること
			〃	6 農林水産関係土木施設及び農地の保全及び応急対策に関すること
			農業委員会	7 農協、漁協との連絡調整及び協力要請に関すること
			計画	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること
	建設水道部 建設水道部長 建設水道部技監 (都市計画課長)	都市計画課長	〃	2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
			〃	3 部の庶務に関すること
			〃	4 部内の職員動員及び配備計画に関すること
			建築・住宅	5 建物の倒壊状況の確認に関すること（避難所）
			〃	6 建物の倒壊状況の確認に関すること（被災家屋）
			〃	7 建物被害に係わる罹災の程度の判定に関すること
			〃	8 市営住宅の被害状況調査及び報告に関すること
			〃	9 市営住宅の保全及び応急対策に関すること
			〃	10 応急仮設施設及び重機の確保に関すること
			〃	11 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること
			都市整備	12 高速道路の被害状況調査及び関係機関との連絡調整に関すること
	土木班	土木課長	路線管理	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること
			〃	2 課内の職員動員及び配備計画に関すること
			〃	3 道水路及び河川に係わる関係機関等との連絡調整及び協力要請に関すること
			〃	4 道路状況の安全確認に関すること
			〃	5 交通規制に関すること
			土木	6 道水路等公共施設及び急傾斜地等の被害状況調査及び報告に関すること
			〃	7 急傾斜地・がけ崩れ等土砂災害の予防応急対策に関すること
			維持	8 道路・橋梁・河川等の応急対策に関すること
			〃	9 雪捨て場の確保に関すること
			公園緑化	10 街路樹・公園施設等の被害状況調査及び報告に関すること
			〃	11 街路樹・公園施設等の応急対策に関すること
	水道班	水道課長	管理	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること
			〃	2 課内の職員動員及び配備計画に関すること
			料金	3 上下水道施設の被害状況調査取りまとめ及び報告に関すること
			上水道	4 上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること
			下水道	5 下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること
			管理・料金・上水道	6 給水活動に関すること
			管理	7 応急復旧用資器材の調達確保に関すること
			〃	8 関係機関及び業者への応援要請に関すること
			料金	9 給水等の広報に関すること
教育部 教育部長 教育担当参事 (教育総務課長)	教育総務班	教育総務課長	教育企画	1 来庁者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関すること
			〃	2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関すること
			〃	3 部の庶務に関すること
			〃	4 部内の職員動員及び配備計画に関すること
			〃	5 教育施設の被害状況調査及び報告に関すること
			〃	6 教育施設の保全及び応急対策に関すること
			学校教育	7 児童、生徒の避難及び安全対策に関すること
			〃	8 児童、生徒の状況調査に関すること
			〃	9 応急教育に関すること
			教育企画	10 教育施設の避難所開設及び運営管理に関すること
			〃	11 避難所開設運営の統括に関すること
			〃	12 市民等の避難状況の把握に関すること
			学校教育	13 避難所の職員体制に関すること
			〃	14 学用品の確保調達に関すること
			〃	15 教職員の動員に関すること
			〃	16 学校給食に関すること
			〃	17 学童クラブの児童の避難その他安全対策に関すること
			〃	18 学童クラブの被害状況調査及び報告に関すること
			〃	19 学童クラブの保全及び応急対策に関すること
			〃	20 学童クラブの災害時の利用に関すること

風水害対策編 第2章 災害応急対策計画

	生涯学習班	生涯学習課長	生涯学習推進 ・青少年 〃 〃 〃 〃 文化財 〃 〃 図書館 〃 〃 〃 美術考古館 〃 〃 〃	1 来館者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 生涯学習活動センター・塩嶺野外活動センターの利用者の避難その他安全対策に関する事 4 生涯学習活動センター・塩嶺野外活動センターの被害状況調査及び報告に関する事 5 生涯学習活動センター・塩嶺野外活動センターの保全及び応急対策に関する事 6 生涯学習活動センター・塩嶺野外活動センターの災害時の利用や避難所開設等管理運営に関する事 7 管理する文化財施設の利用者の避難その他安全対策に関する事 8 管理する文化財及び社会教育施設の被害状況調査及び報告に関する事 9 管理する文化財及び社会教育施設の保全及び応急対策に関する事 10 図書館の利用者の避難その他安全対策に関する事 11 図書館の被害状況調査及び報告に関する事 12 図書館の保全及び応急対策に関する事 13 図書館の災害時の利用や避難所開設等管理運営に関する事 14 美術考古館の利用者の避難その他安全対策に関する事 15 美術考古館の被害状況調査及び報告に関する事 16 美術考古館の保全及び応急対策に関する事 17 美術考古館の災害時の利用や避難所開設等管理運営に関する事
	スポーツ振興班	スポーツ振興 課長	スポーツ振興 〃 〃 〃 〃 〃	1 来館者の避難誘導及び課が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 課内の職員動員及び配備計画に関する事 3 スポーツ施設の利用者の避難及び安全対策に関する事 4 スポーツ施設の被害状況調査及び報告に関する事 5 スポーツ施設の保全及び応急対策に関する事 6 スポーツ施設の避難所開設及び管理運営に関する事 7 スポーツ施設の災害時の利用に関する事
	議会部 議会事務局長 (議会事務局 次長)	議会班 議会事務局 次長	庶務・議事 〃 〃 〃	1 来庁者の避難誘導及び局が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 部の庶務に関する事 3 市議会に関する事 4 市議会災害対策支援連絡会議に関する事
	病院部 岡谷市民病院 事務部長 (庶務課長)	病院班 庶務課長 医事課長 地域医療 支援課長	用度 庶務 〃 医事 〃 〃 用度 医事・診療部・看護部 薬剤科・用度・経理 診療部・看護部 経営企画 〃 用度・薬剤科	1 来院者の避難誘導及び部が所管する箇所等の安全確認に関する事 2 部に係る災害情報の収集及び伝達に関する事 3 部内の職員動員及び配備計画に関する事 4 岡谷市の医療事務の統括に関する事 5 医師会、医療機関との連絡調整及び協力要請に関する事 6 緊急医療体制及び医療救護体制の総括に関する事 7 病院施設に係る災害状況調査及び報告に関する事 8 緊急医療体制及び医療救護体制の確立及び実施に関する事 9 医薬品及び医療機材等の確保調達に関する事 10 入院患者等の避難及び安全対策に関する事 11 他医療機関、関係団体等との連絡調整に関する事 12 他医療機関、関係団体等への協力要請に関する事 13 備蓄医薬品の確認、払出し及び補充に関する事

2 初動体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合は、この計画に定める体制により応急対策を実施する。

(1) 指揮命令代位者

市長等不在時の指揮命令代位者は次のとおりとする。

市長 → 副市長 → 総務部長 → 危機管理室長

(2) 活動開始基準

活動開始基準については、長野地方気象台の長野県中部諏訪地域岡谷市情報を基に危機管理室長が必要と認めた時からとする。

(3) 事前体制（情報連絡会：レベル1）

ア 委員

企画課長、秘書広報課長、消防課長、農林水産課長、土木課長、危機管理室長

イ 事務局 危機管理室職員

ウ 協議事項

被害情報等の収集、関係機関からの情報収集及び今後の対応策について協議する。

(4) 警戒準備体制（活動体制検討会：レベル2）

ア 委員

全部長、企画課長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、消防課長、農林水産課長、土木課長、危機管理室長

イ 事務局 総務課職員、危機管理室職員

ウ 協議事項

(ア) 情報連絡会、関係機関からの情報収集及び報告

(イ) 今後の対応策と体制の検討

(ウ) 地域連絡員の派遣について

(エ) その他

(5) 体制の解除（事前体制～警戒準備体制）

気象予警報が解除されるなど、警戒等の必要がないと認められたときに解除する。

3 警戒対策本部の設置

(1) 警戒対策本部の設置場所

本部室は、庁議室に設置する。

(2) 警戒対策本部の組織

本部長	副市長
副本部長	教育長
本部員	企画政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、建設水道部技監、教育部長、教育担当参事、議会事務局長、岡谷市民病院事務部長
本部事務局	企画課長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、危機管理室長
本部連絡員	本部連絡員

※総合情報収集、対応策等検討のための事務局を総務部危機管理室に置く

(3) 警戒対策本部の任務

- ア 高齢者等避難体制の決定
- イ 被害情報等の収集
- ウ 関係機関からの情報収集及び報告
- エ 今後の対応策と体制の検討
- オ その他

(4) 警戒対策本部事務局員の任務

対策本部事務局員は、地域連絡員及び市民からの情報収集に努める。

- ア 情報収集（総務班）
- イ 情報整理（企画班、行政管理班）
- ウ 情報伝達（財政班）
- エ 情報発信（秘書広報班）

(5) 対策本部事務局員の任務

本部事務局の対応を行う職員に不足した生じた場合、各部等の長が所属の職員から2名を指名し、参集することができる。

(6) 警戒対策本部の解散基準

- ア 災害対策本部が設置されたとき
- イ 予想した災害の危険が解消したと認められたとき
- ウ その他副市長が不要と認めたとき

4 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置場所

本部室は、庁議室に設置する。本部設置が長期化の場合は9階大会議室に設置する。庁舎に重大な被害を受け、その機能を果たせないときは、支障をきたさない公共施設を選定し、本部長が指定する。（災害予防計画：第4節活動体制計画）

【資料 15】岡谷市災害対策本部条例

(2) 災害対策本部の組織

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画政策部長、総務部長、市民環境部長、健康福祉部長、産業振興部長、建設水道部長、 建設水道部技監 、教育部長、教育担当参事、議会事務局長、岡谷市民病院事務部長
本部事務局	企画課長、秘書広報課長、地域創生推進課長、総務課長、財政課長、会計課長、危機管理室長
本部連絡員	本部連絡員
関係機関	自衛隊、長野県、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体等

※災害の規模及び活動内容により、関係機関は災害対策本部会議に招集する。

(3) 災害対策本部の運営

本部長は、災害に関する情報を分析し、災害対策本部の基本方針を決定するため、本部会議を開催する。

ア 報告事項

各部班の配備体制、応急活動状況及び被害報告

イ 協議事項

- (ア) 避難指示の決定に関する事
- (イ) 自衛隊派遣要請の決定に関する事
- (ウ) 災害対策経費に関する事
- (エ) 広域応援要請の決定に関する事
- (オ) 災害救助法の要請に関する事
- (カ) 現地災害対策本部の設置に関する事
- (キ) ボランティアセンターの設置要請に関する事
- (ク) 遺体の収容及び保管場所の設置に関する事
- (ケ) その他災害拡大防止、緊急応急対策に必要な重要事項の意思決定に関する事
- (コ) 今後の対応策と体制の検討

(4) 災害対策本部の活動要領

ア 本部員は、本部長の命を受けて各部の出動及び活動について、指示及び連絡する。

イ 本部員は、情報の収集及び伝達体制を強化するとともに、関係機関からの情報を随時、本部連絡員を通じて、本部長に連絡する。

ウ 本部長は各部からの情報を取りまとめ、報道機関に周知する。

(5) 対策本部事務局員の任務

警戒対策本部における任務と同様とする。また、災害発生後の初期段階時には情報が集中するため、選管・監査職員は対策本部事務局の応援をする。

また、本部事務局の対応を行う職員に不足した生じた場合、各部等の長が所属の職員から2名を指名し、参集することができる。

(6) 災害対策本部の解散基準

市長は、次の基準により、災害対策本部を解散する。

ア 予想した災害の危険が解消したと認められたとき。

イ 災害発生後における応急対策活動が完了したと認められたとき。

ウ その他災害対策本部の設置を不要と認めたとき。

(7) 現地災害対策本部

ア 現地災害対策本部の設置

本部長は、必要があると認めたときは、災害現場に現地災害対策本部を置く。

イ 現地災害対策本部の活動

現地災害対策本部は、本部任務のうち、急施を要する対策について、本部からの連絡、状況報告、要請等に基づいて活動する。

ウ 現地災害対策本部の職員

(ア) 現地災害対策本部長

現地災害対策本部長は、災害対策本部の副本部長又は本部員のうちから本部長が指名し、本部長の命を受けて現地災害対策本部の事務を掌理する。

(イ) 現地災害対策本部員、職員

現地災害対策本部員は、現地災害対策本部長が指名する。

エ 活動要領

- (7) 現地会議の招集及び運営に関する事
- (イ) 被害状況の調査及び把握に関する事
- (ロ) 災害対策本部との連絡調整に関する事
- (エ) 応急対策の指揮命令に関する事
- (オ) 事業者（建設、水道、ガス、NTT、電力等）との連絡調整に関する事
- (カ) 防災関係機関（県、消防、警察、自衛隊等）との連絡調整に関する事
- (キ) 現地報道対応に関する事

5 職員の福利厚生

活動の長期化に対処するため、必要に応じて、次の事項に配慮し、福利厚生の充実を図る。また、24 時間体制による応急対策が必要な場合には、適切な班編制と人員の配置に努める。

(1) 食料等の調達

災害対策に従事する職員への食料等は、備蓄物資、炊き出し等で確保するほか、必要に応じて協定業者から調達する。

(2) 職員の家族等への配慮

各部長は、職員の家族、住居等が被災し、職員が対応する必要があると判断した場合には、本部職員としての任務を解除し、家族等の救護にあたることを認める。この場合、本部長の承認を得るものとする。

第4節 広域相互応援活動

全機関

第1 基本方針

災害発生後において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難と判断した場合、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

なお、市が被災した際は、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、統括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。

また、他の市町村が被災した場合には、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、速やかに応援を要請する。
- 2 応援要請に際し、広域受援計画に基づき円滑な受入れ体制を確立する。
- 3 他市町村が被災した場合には、速やかな応援体制を整える。
- 4 応援活動に伴う経費負担を考慮する。

第3 活動の内容

1 協定に基づく要請

(1) 長野県市町村災害時相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、市の人員、物資、資機材、消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県市町村災害時相互応援協定に基づき応援を要請、先遣隊の受入等を行ない、効果的な災害応急対策が実施できる体制の確立を図るものとする。

ア 応援の内容

(ア) 物資等の提供及びあっせん

- a 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材
- b 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
- c 救援及び救助活動に必要な車両等
- d ごみ、し尿処理のための車両及び施設
- e 被災者の一時収容のための施設
- f 火葬場

(イ) 人員の派遣

- a 救護及び災害応急対策に必要な職員
- b 消防団員

(ウ) その他

- a 避難場所等の提供、緊急輸送道路の確保等被災市町村との境界付近における必要な措置
- b ボランティアのあっせん
- c 児童・生徒の受け入れ

(エ) (ア)～(ウ)に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

イ 要請先

(ア) 代表市町村

代表市町村等に応援を要請するとともに、その旨を知事に連絡する。

長野県市町村災害時相互応援協定(諏訪ブロック) : 岡谷市

(イ) 代表市町村が被災している場合の措置

a 代表市町村が被災しているおそれがある場合、同ブロックの他の構成市町村に要請する。
諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村

b 同ブロックの大半が被災しているおそれがある場合、隣接するブロックの代表市町村に要請する。

上伊那ブロック：伊那市

松本ブロック：松本市

上小ブロック：上田市

ウ 要請の手続き

エの要請事項を明確にし、無線又は電話により行うが、後日速やかに文書を送付する。

エ 要請事項

(ア) 被害の状況

(イ) 応援を要請する内容

a 物資資機材の搬入

物資等の品目・数量、搬入場所、輸送手段、交通情報等

b 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

c その他、必要な事項

オ 被災他市からの応援要請

ブロック代表市に応援要請があった場合において、代表市町村は被災市町村に先遣隊を派遣し応援の必要性を判断するものとする。なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、ブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。また被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

【資料 30-2】長野県市町村災害時相互応援協定実施細則

【資料 30-3】諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定書

(2) 長野県消防相互応援協定

災害の規模及び被害状況から、諏訪広域消防の消防力等のみでこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的であり、必要があると認められる場合は、速やかに長野県消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

ア 応援の種別

(ア) 消防応援 : 消防隊による応援

(イ) 救助応援 : 救助隊による応援

(ウ) 救急応援 : 救急隊による応援

(エ) その他の応援：上記以外の応援

【資料 30-4】長野県消防相互応援協定書

【資料 30-5】長野県消防相互応援協定実施細則

【資料 30-6】緊急消防援助隊運用要綱

イ 要請先

応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に実施するが、特に必要と認める場合は、この限りではない。

(ア) 第1要請

長野県消防相互応援協定(中信地域)	: 松本広域消防局
-------------------	-----------

(イ) 第2要請

第1要請を除く、中南信地域の市町村等

(ウ) 第3要請

中南信地域以外の市町村等

ウ 要請の手続き

電話その他の方法により行うが、後日速やかに文書を送付する。

- (3) 災害時の相互応援協定(岡山県玉野市、群馬県富岡市、静岡県東伊豆町、埼玉県鴻巣市、東京都大田区)

ア 応援種類

- (ア) 被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (イ) 生活必需物資及びその補給に必要な資機材の提供
- (ウ) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (エ) 救助及び応急復旧に必要な医療職・技術職、技能職等の職員等の応援
- (オ) 前各号に掲げるもののほか、特に要求のあった事項

【資料 30-7】 災害時の相互応援協定書(岡山県玉野市)

【資料 30-8】 災害時の相互応援協定書(群馬県富岡市)

【資料 30-9】 災害時の相互応援協定書(静岡県東伊豆町)

【資料 30-51】 災害時の相互応援協定書(埼玉県鴻巣市)

【資料 30-52】 災害時の相互応援協定書(東京都太田区)

イ 要請の手続き

ウに掲げる事項を明らかにして、文書により要請する。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により要請し、その後、速やかに文書を提出する。

ウ 要請事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) アの(ア)～(ウ)の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量等
- (ウ) アの(エ)の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (エ) 応援場所及び応援場所への経路
- (オ) 応援の期間
- (カ) (ア)～(オ)に掲げるもののほか必要な事項

(4) その他の協定

災害の規模及び被害状況から、市のみの対応では、十分な災害応急対策ができないと認められる場合には、速やかに協定に基づき協力等を要請する。市が災害対策に関して締結している協定は次のとおりである。

【資料 30-10】 災害時の医療救護活動に関する協定書(岡谷市医師会)

【資料 30-13】 災害時における岡谷市と岡谷市市内郵便局の協力に関する協定書
(郵政事業(株)岡谷支店)

【資料 30-14】 災害時における建設関係応急措置に関する協定書(岡谷建設事業協同組合)

- 【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）
- 【資料 30-16】 アマチュア無線による災害時応援協定書（岡谷市アマチュア無線クラブ）
- 【資料 30-17】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（JA信州諏訪）
- 【資料 30-18】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書
（生活協同組合コープながの）
- 【資料 30-19】 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）
- 【資料 30-21】 災害時における電設関係応急措置に関する協定書（岡谷市電気工事業組合）
- 【資料 30-22】 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング(株)）
- 【資料 30-23】 災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ(株)）
- 【資料 30-24】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)有倫会 洗心荘）
- 【資料 30-25】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(医)研成会 白寿荘）
- 【資料 30-26】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(株)ツキ ツキ・サツイン岡谷）
- 【資料 30-27】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)平成会 さわらび）
- 【資料 30-28】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)平成会 岡谷和楽荘）
- 【資料 30-29】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)サ・ビ・ジョン グレイスフル岡谷 第2グレイスフル岡谷）
- 【資料 30-30】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（(福)共立福祉会 ケアハウス高尾）
- 【資料 30-31/32】 災害時の医療救護活動に関する協定書/細則（岡谷薬剤師会）
- 【資料 30-33】 災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書
（社団法人長野県建築士会諏訪支部）
- 【資料 30-34】 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）
- 【資料 30-35】 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省）
- 【資料 30-38】 災害時における応援協力に関する協定書（諏訪生コン協同組合）
- 【資料 30-39】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書（長野県石油商業組合諏訪支部）
- 【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書
（甲：諏訪広域連合 乙：エルシーブイ株式会社）
- 【資料 30-41】 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書
（諏訪広域連合、6市町村、岡谷市医師会、諏訪市医師会、諏訪郡医師会）
- 【資料 30-42】 災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書
（長野LP協会諏訪支部・(一社)長野県LPガス協会）
- 【資料 30-43】 災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書
（(一社)日本建設機械レンタル協会 長野支部）
- 【資料 30-44】 災害等発生時における遺体搬送に関する協定書
（(一社)全国霊柩自動車協会・(公社)長野県トラック協会霊柩部会）
- 【資料 30-45】 大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定
（東日本旅客鉄道株式会社長野支社）
- 【資料 30-46】 災害時における災害救助犬出動に関する協定書
（特定非営利活動法人救助犬訓練士協会）
- 【資料 30-47/48】 災害時における寝具レンタルの協力に関する協定書
（ナンシンリフレッシュサービス有限会社）
- 【資料 30-49】 防災・減災に関する応援協定（公益財団法人日本財団）
- 【資料 30-50】 大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定書

(国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所)

- 【資料 30-53】 災害時における生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定書（興亜化成（株）HARIO(株)）
- 【資料 30-54】 災害時における物資供給に関する協定書（（株）プラスワン）
- 【資料 30-55】 災害時における物資供給に関する協定書（（株）ケーヨー）
- 【資料 30-56】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（株）和が家 おはな和が家）
- 【資料 30-57】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（TPR トータルサービス(株) さわやか絹の郷信州おかや）
- 【資料 30-58】 災害時における福祉避難所の指定及び設置並びに運営に関する協定書（（福）平成会 松風）
- 【資料 30-59】 災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定書（中部電力（株）電力ネットワーク パーソナルサービス）
- 【資料 30-60】 災害に係る情報発信等に関する協定書（ヤフー（株））
- 【資料 30-61】 災害廃棄物等の処理に関する基本協定（大栄環境）
- 【資料 30-62】 災害時等における電気自動車を活用した電力供給に関する協定（日産自動車(株)・長野日産自動車(株)・松本日産自動車(株)・日産プリンス松本販売(株)）
- 【資料 30-63】 大規模災害時における避難所としての施設利用に関する協定書（岡谷旅館組合）
- 【資料 30-64】 災害時における相互協力に関する協定書（東日本電信電話(株)長野支店）
- 【資料 30-65】 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人 コメリ災害対策センター）
- 【資料 30-66】 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社アクティオ）

2 県及び指定地方行政機関等に対する要請

(1) 県に対する応援要請等

災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定に基づき、応援を求め、又は、災害応急対策の実施を要請する。

ア 応援の要請事項

- (ア) 応援を求める理由及び災害の状況
- (イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- (ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- (エ) その他必要な事項

(2) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあつせんを求める。

(3) 消防に関する応援要請

消防班は、諏訪広域消防本部と連携し 1 の(2)における相互応援協定に基づく、県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

ア 緊急消防援助隊

- イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定」に基づくヘリコプターの応援
- ウ その他、他都道府県からの消防の応援

3 応援受入体制の整備

応援要請を実施する場合、受入体制全てを整えた後では初動措置に遅れが生じることから、配置、指揮命令系統等応援活動に必要な基本的事項をまず整え、宿泊所、食料等の後方的事項については、要請後速やかに整える等迅速かつ弾力的な受入体制を整備する。

- (1) 他の市町村等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。
- (2) 宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援市町村等の到着までに整えるものとし、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

4 応援派遣体制の整備

(1) 体制

ア 相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災市町村が必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、市は、災害の発生を覚知したときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する。

なお、市は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。

イ 要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動をする。

ウ 県外被災自治体への支援

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、市は県と一体となって支援を行う。

(2) 実施

ア 情報収集及び応援体制の確立

市は、他の市町村において、災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

イ 指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

ウ 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

エ 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

5 経費の負担

- (1) 他市町村から、本市に派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法は、災害対策基本法施行令第18条に基づく所定の方法による。
- (2) 前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

6 他の都道府県への応援

市及び県は、他の都道府県等へ応援を行なう場合は一体となって効率的かつ迅速な応援ができるよう、体制の整備を整えるものとする。

この場合、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行うものとし、主な支援内容は以下のとおりとする

- (1) 被災県等への職員派遣及び物資の提供

- (2) 被災者の受入及び施設の提供
 - ア 県内医療機関での傷病者の受入
 - イ 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
- (3) その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

【資料30-36】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定（長野県）

【資料30-37】 長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る基本方針（長野県）

第5節 ヘリコプターの運用計画

危機管理班・企画班・行政管理班・消防班・教育総務班・スポーツ振興班

第1 基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

第2 主な活動

ヘリコプターによる災害応急対策が必要な場合は、県に要請するものとし、要請にあたっては、ヘリポート等活動に必要な体制を迅速に整備するとともに、必要な情報を的確に伝達する。

第3 活動の内容

1 ヘリコプターの要請

(1) 要請の対象となる災害等

次の各号に掲げる場合で、ヘリコプターを使用することが応急対策の活動(情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急物資の輸送、人員の搬送等)にとって極めて有効であると判断した時は、県消防防災ヘリコプター等の出動を要請する。

- ア 大規模な災害、風水害等の自然災害
- イ 山林等陸上からの接近が著しく困難な地域での災害
- ウ 高層建築物での火災
- エ 集団救助・救急を要する災害、事故等
- オ その他上記各号に準ずる災害

(2) ヘリコプターの要請事項

ヘリコプターの要請にあたっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請する。急を要する場合は口頭で要請する。(文書による手続きが必要な場合は後刻速やかに行う) また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努める。

- ア 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量、輸送人数、傷病の程度、距離等)
- イ 活動に必要な資機材等
- ウ ヘリポート及び給油体制
- エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
- オ 資機材等の準備状況
- カ 気象状況
- キ ヘリコプターの誘導方法
- ク 他のヘリコプターの活動状況
- ケ その他必要な事項

(3) 要請者が措置する事項

- ア 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行う。
- イ 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- ウ 連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
- エ 自衛隊の派遣要請手続きについては本章第5節「自衛隊災害派遣活動」による。

(4)ヘリコプターの種別及び活動内容

消防防災ヘリコプターの他、必要に応じて次のヘリコプターを要請する。

機 種	機 種	定員	救助ホイス	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	アグスタ AW139	17	○		○	○
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各 種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各 種	各種	○		○	
ドクターヘリ	各 種	6				

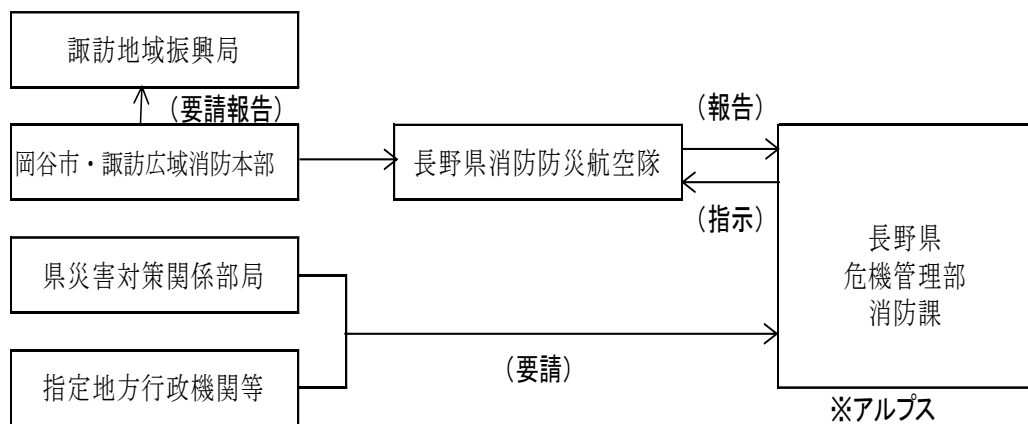
(5) ヘリコプター要請手続き

ヘリコプター要請の流れは以下のとおりである。

ア 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

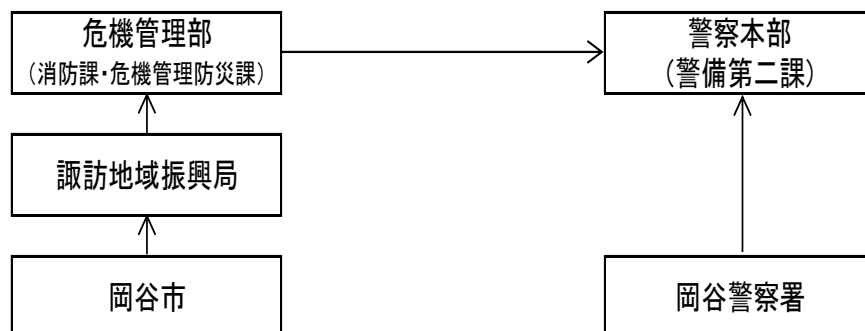
消防防災ヘリコプター



イ 県警用ヘリコプター

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合は県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

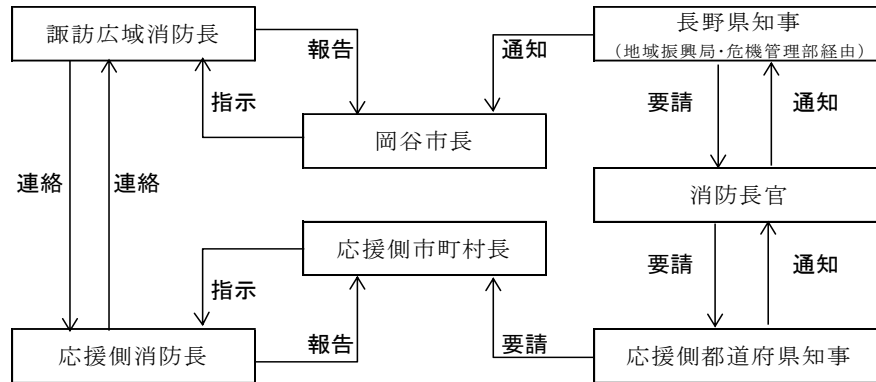
県警ヘリコプター



ウ 広域航空消防応援ヘリコプター

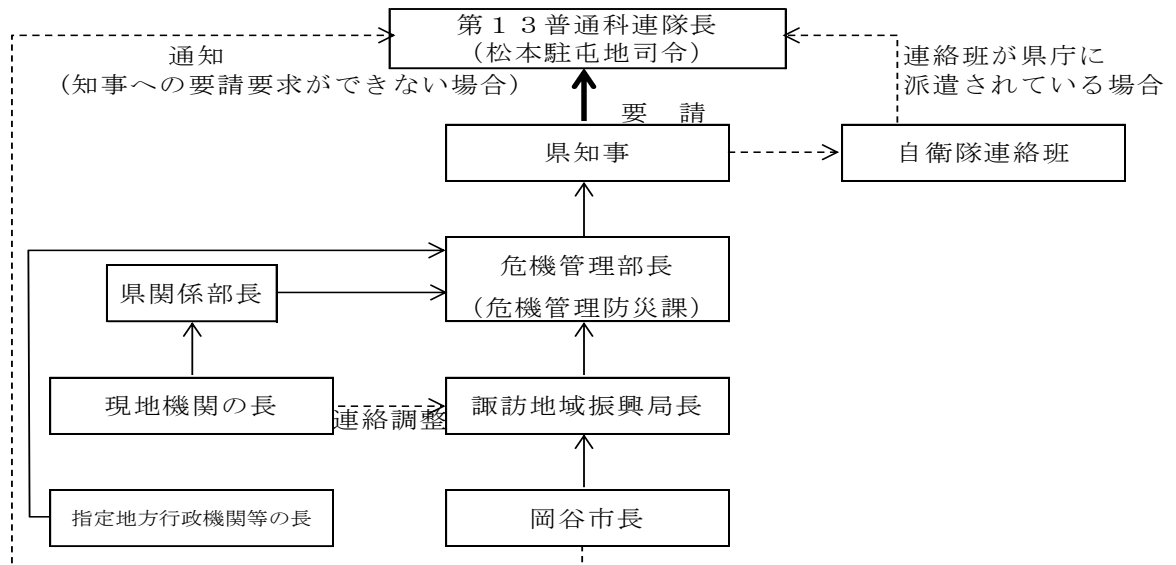
広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請をする。

広域航空消防応援ヘリコプター



エ 自衛隊ヘリコプター

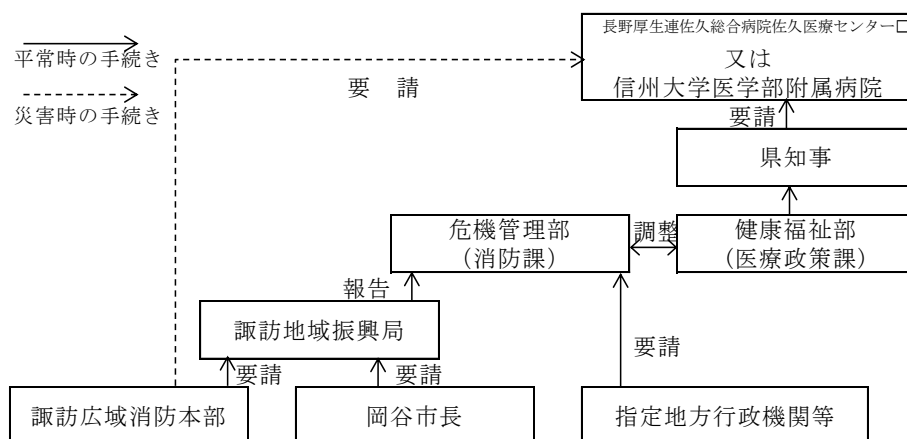
自衛隊ヘリコプター



オ ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整のうえ長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へ出動を要請する。

ドクターヘリ



2 ヘリポートの開設

市内ヘリポート指定地より、効果的な活動が可能な場所を選定する。選定にあたっては、できるだけ避難所等との共用を避け、ヘリコプター誘導員等の係員を配置するなど、運航上の安全に配慮する。ヘリポート開設に際しての連絡事項及び整備方法等は次のとおりとする。

【資料 19】 緊急用ヘリポート

(1) 連絡事項

消防防災航空隊に次の事項を連絡する。

- (イ) 所在地(番地まで)
(イ) 正確な位置(地図1/50,000)
(ウ) 離着陸帯、同周辺の見取り図(大きさ、障害物、付近の不時着適地等)

(2) ヘリポートの整備方法等

- ア 上空から確認しやすいよう、離着陸帯（直径約 10m）を石灰等で表示する。
- イ 離着陸帯の中心から半径 30m の範囲内の飛散物（紙、ビニール、板等）を撤去あるいは固定する。
- ウ ヘリコプターの風圧により砂塵が舞い上がらないよう散水する。
- エ 各出入口を閉鎖し、安全員を配置する等、立入禁止措置をとる。
- オ 風向きが確認できるよう、吹き流し、発煙筒等を着陸地点から 40～50m 離し設置する。
- カ 着陸に際しては、着陸帯から 20～30m 離れた風上側に誘導員を配置する。

(3) 避難所と共用する場合

災害の状況等により、避難所とヘリポートを共用する必要がある場合は、避難者を速やかに体育館等安全な場所へ誘導するほか、ヘリポートへの立入禁止を徹底し、避難者の安全を確保する。

(4) 市内のへりポート

名 称	所在地	管理者	連絡先
市営岡谷球場	岡谷市神明町 1-1-1	市	市民総合体育館 22-8800 市営岡谷球場 22-2893
岡谷東部中学校	岡谷市長地柴宮 1-9-13	市	東部中学校 27-8644 教育委員会 23-4811

岡谷工業高等学校	岡谷市神明町 2-10-3	県	22-2847
岡谷市民湖畔広場	岡谷市湖畔 4-10020-11	市	市民総合体育館 22-8800

※「市営岡谷球場」及び「岡谷東部中学校」については、避難場所としての機能も兼用しているため、あらかじめ避難状況を確認したうえでヘリポートとしての利用を決定する。

第6節 自衛隊の災害派遣

危機管理班・企画班・行政管理班・財政班・消防班

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条に基づき、県知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策基本法第68条に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県及び派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。
- 2 県等と派遣部隊の連絡調整について定め受入れ態勢を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、県を通じて、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

(1) 派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合で、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動

イ 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

ウ 遭難者等の搜索、救助

行方不明者、傷者等の搜索、救助

エ 水防活動

土のうの作成、積込み及び運搬

オ 消防活動

消防車、航空機、防火用具による消防機関への協力

カ 道路又は水路の啓開

損壊及び障害物の啓開・除去

キ 応急医療・救護・防疫

被災者に対する応急医療、救護及び防疫

ク 人員及び物資の緊急輸送

緊急患者、医師、その他救難活動に必要な緊急輸送

ケ 給食及び給水、入浴支援

被災者に対する給食及び給水、入浴支援

コ 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理

府令1号)に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

サ 危険物の保安及び除去等

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

シ その他

自衛隊の能力で対処可能なものについて、県及び関係部隊の長と協議する。

(2) 派遣要請の手続

ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって諏訪地域振興局長に派遣要請を求める。

イ 市長は、アにおいて口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに諏訪地域振興局長を通じ文書による要求をする。

ウ 市長は、アの要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

■第13普通科連隊要請文書の宛先・連絡先

宛先：陸上自衛隊松本駐屯地第13普通科連隊長
松本市高宮西1-1

連絡先

時 間 内	時 間 外
○第3科長 N T T 0263-26-2766 (内 235) 防災行政無線 81-535-79	○駐屯地当直司令 N T T 0263-26-2766 (内 302) 防災行政無線 81-535-61
F A X N T T 0263-26-2766 (内 239) 防災行政無線 81-535-76	F A X N T T 0263-26-2766 (内 239) 防災行政無線 81-535-62

(3) 派遣要請事項

要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

ア 災害の情况及び派遣要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

2 災害派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ体制を整備する。

(1) 受入れ体制の準備

災害派遣を要請した場合は、派遣部隊の効果的な活動を確保するため、県の現地連絡調整者に協力し以下の準備を行う。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ ヘリポート

オ 資材の調達方法

カ 本部事務所

キ 宿泊施設

ク 資材置場、炊事場

ケ 駐車場

(2) 自衛隊における措置

ア 第13普通科連隊長は、迅速な災害派遣及び市その他関係機関との連絡調整を図るため、連絡班を市庁舎もしくは関係施設に偵察班を派遣する。

イ 第13普通科連隊長は、災害に際し被害がまさに発生しようとしており、事情真にやむを得ないと認めた場合は、知事の要請を受け、連絡班等及び部隊を派遣する。

(3) 現地連絡調整者との連絡調整

ア 市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行い、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置するものとする。

県が災害対策本部を設置していない場合	諏訪地域振興局長
県が災害対策本部を設置した場合	諏訪地方部長（諏訪地域振興局長）
県が現地本部を設置した場合	現地本部長（県災害対策本部が定めた者）

イ 市長は、連絡交渉の窓口及び連絡責任者を明確にし、現地連絡調整者に報告する。

ウ 市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

3 派遣部隊の撤収要請

市長は、派遣部隊の活動の必要がなくなつたと認めたときは、現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

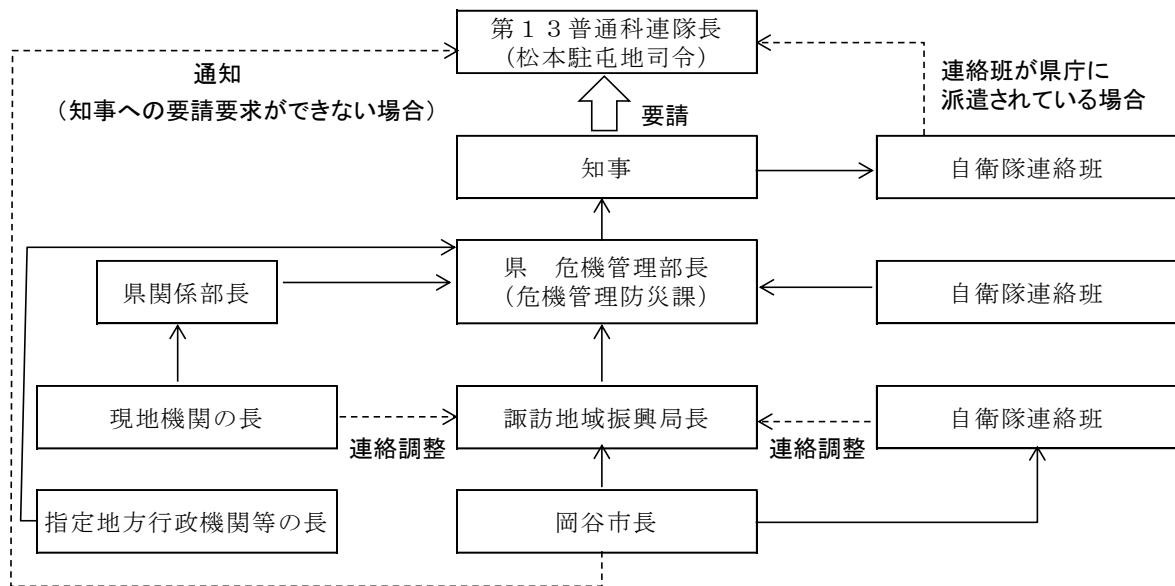
4 経費の負担

市は自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材器材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) 自衛隊における措置第13普通科連隊長は、上記の経費について文書により市長に請求する。

5 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手続き系統は、次表のとおりである。



第7節 救助・救急・医療活動

消防班・健康推進班・病院部全班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市は、消防機関及び医療機関等と相互に連携し、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、国、県、他の市町村等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急、医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への搬送、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(1) 被害状況の早期把握及び応援要請

消防班は、諏訪広域消防本部、岡谷警察署、岡谷市消防団、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて他の市町村等への応援を要請する等、住民の安全確保を図る。なお、応援要請は、第4節「広域相互応援活動」及び第6節「自衛隊の災害派遣」により行う。

(2) 効率的出動・搬送体制の確保

諏訪広域消防本部は、県警察本部、岡谷市消防団、道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をする。

(3) 効率的救助活動体制の構築

諏訪広域消防本部は、救助活動に当たり、県警察本部、岡谷市消防団等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

(4) 的確な傷病者の搬送

諏訪広域消防本部は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。

また、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(5) 住民及び自主防災組織の活動

住民同士又は自主防災組織内において、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療救護活動を実施する。

(1) 救護所等の設置

ア 災害の状況により、必要と認めたときは医療・救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に岡谷市医師会の協力を得て設置する。

イ 避難所での救護所の開設にあたっては、施設管理者等と連携し、避難所が学校施設の場合は、保健室を利用する。

(2) 救護班の編成

ア 救護班の編成

市は、医療救護活動に関する協定に基づき、岡谷市医師会、岡谷下諏訪歯科医師会、岡谷薬剤師会等に協力を求め、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班を編成する。

イ 応援要請等

市自らの体制では対応が困難な場合は、日本赤十字社長野県支部の救護班を要請するほか、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等への応援を要請する。

(3) 救護班の業務

ア 負傷の程度の判定

イ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

ウ 負傷者の救急、応急措置

エ 救急活動の記録

オ 死体の確認及び検案

カ その他救護活動に必要な事項

(4) 後方医療体制・搬送体制

ア 後方医療機関への搬送

医療又は助産の処置を行った者のうち、施設等への収容を必要と認めるときは、後方医療機関へ搬送する。

イ 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

【資料17】医療機関

ウ 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

エ ヘリコプターによる搬送

市は、車両による搬送が困難と認められるときは、ヘリコプターによる搬送を検討し、県に要請する。

(5) 医薬品等の調達

ア 市は、岡谷病院の在庫備蓄及び取り扱い業者等の協力を得て流通備蓄により医薬品を調達する。

イ 必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行う。

(6) 住民等の活動

住民は発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

【資料 30-10】 災害時の医療救護活動に関する協定書(岡谷市医師会)

【資料 30-19】 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書(岡谷下諏訪歯科医師会)

【資料 30-31】 災害時の医療救護活動に関する協定書(岡谷薬剤師会)

【資料 30-41】 諏訪地域災害時の医療救護応援活動に関する協定書

(諏訪広域連合/諏訪5市町村/岡谷市医師会/諏訪市医師会/諏訪郡医師会)

第8節 消防・水防活動

危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・水道班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他、施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

(1) 消火活動

ア 出火防止及び初期消火

諏訪広域消防本部は、岡谷市消防団と連携し住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

(イ) 情報収集

諏訪広域消防本部は、岡谷市消防団と連携し管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

(イ) 同時多発火災発生時の運用

大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

(イ) 関係機関及び自主防災組織等との連携

関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 応援要請

市長は、速やかな被害状況等の把握を行い当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を第4節「広域相互応援活動」及び「第6節自衛隊災害派遣活動」により行う。

(イ) ヘリコプターの要請

市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(2) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、岡谷市消防団、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、第7節「救助・救急・医療活動」により行う。

(3) 住民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画

ア 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には使用中のコンロ・ストーブその他火災発生原因となる、火気器具等の取扱いに十分留意し火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、避難の際にはブレーカーの遮断を行い避難後における電気器具からの出火防止に努める。

イ 救助・救急活動

住民同士等において、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

集中豪雨及び洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(1) 監視・警戒活動

土木班は、農林水産班と連携をとり、また必要に応じて災害対策本部消防班を通じて消防団の協力を得ながら、災害発生後、その管轄する水防区域において、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずる。

(2) 通報・連絡

土木班は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに災害対策本部及び施設の管理者へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保する。

(3) 水防活動の実施

土木班は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施する。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、岡谷建設事業協同組合等の協力を得る。

(4) 応援による水防活動の実施

1の(1)のウ「応援要請等」に準じて対処する。

第9節 要配慮者に対する応急活動

全機関

第1 基本方針

災害時には、要配慮者、特に避難行動要支援者は、自力での避難が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全を確保するとともに、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者、特に避難行動要支援者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導をはじめ、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持のため必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 要配慮者が利用する要配慮者利用施設の施設機能の早期回復を図る。
- 5 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

【資料16】社会福祉施設等

第3 活動の内容

市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ的確な応急対策を講ずるよう努める。活動内容は、下表のとおりである。

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保をはじめとする災害情報の周知

市は、要配慮者等に避難行動要支援者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、LCV(株)、行政チャンネル、防災メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

2 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

なお、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるよう努めるものとする。

また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行うものとする。

3 避難場所での生活環境整備

市は、災害時に通常の避難所では、生活が困難な要配慮者を応急的に受入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

- (1) 避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障害者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

(2) 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

(3) 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（室）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

(4) 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語センターの設置を行う。

(5) 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

4 在宅者対策

市は、災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(1) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(2) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(3) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

(4) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

5 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

6 要配慮者利用施設における受入れの推進

施設管理者は、福祉避難所（室）や要配慮者が生活する避難所への介護職員等の派遣や介護機器の貸与及び要配慮者利用施設への緊急受入れ等について、市から要請があった場合、当該要配慮者利用施設の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

7 要配慮者利用施設の復旧

施設管理者は、要配慮者利用施設については、ライフライン等の施設機能を早期に回復させる。

8 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や要配慮者利用施設が被災し、避難所や他の施設へ一次的に・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行う。

(1) 応援要請及び派遣

市は、要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難場所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

また、要配慮者利用施設の施設管理者は、県・市町村等から要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難場所等の要請があった場合、当該要配慮者利用施設の利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

危機管理班・財政班・商業観光班・農林水産班・都市計画班・土木班・関係機関

第1 基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 県及び岡谷警察署を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 3 主要道路を優先した応急復旧活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 4 輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 5 支援物資の集積と各避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急輸送の対象活動及び優先順位

緊急輸送活動にあたっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命救助、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・ 人命救助 ・ 被害の拡大防止 ・ ライフライン復旧 ・ 交通規制	・ (第1段階の続行) ・ 食料、水、燃料等の輸送 ・ 被災者の救出搬送 ・ 応急復旧	・ (第1、2段階の続行) ・ 災害復旧 ・ 生活必需物資輸送

2 輸送手段の確保

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のうえ迅速な輸送力確保と円滑な輸送を確保する。

(1) 自動車による輸送

ア 輸送車両の調達

市有車両のみでは、応急対策の実施に必要な車両が不足する場合には、次の順序で借り上げを行うほか、県、自衛隊等に車両の応援を要請し、輸送車両の確保に努める。

- a 官公署及び公共団体の車両等
- b 民間輸送業者の車両等
- c その他自家用車両等
- d 自衛隊の車両等

イ 緊急輸送車両の確認手続き

危機管理班は、災害対策基本法第76条に基づく交通規制が行われた場合には、岡谷警察署(第1章第9節「緊急輸送計画」)に緊急通行車両等事前届出済証を提示し、緊急輸送車両確認証明書及び同標章を収受する。

ウ 燃料等の調達

財政班は、輸送車両用の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、民間業者等へ協力を依頼し、調達先の確保に努める。

【資料 30-38】 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

(長野県石油商業組合諏訪支部)

(2) ヘリコプターによる輸送

ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

(3) 鉄道による輸送

商業観光班は、道路の被害等により自動車輸送が困難な場合、又は遠隔地において物資、資材等を確保した場合で、鉄道による輸送が適当であると認めたときは、東日本旅客鉄道株式会社長野支社岡谷駅に協力を要請し、輸送を実施する。

3 輸送拠点等の確保

(1) 物資輸送拠点の確保

第1章第9節「緊急輸送計画」に基づき、次の施設を物資輸送拠点とするが災害の状況、避難所としての利用状況等によっては別に確保する。

物資輸送拠点	市民総合体育館
--------	---------

(2) 災害対策用ヘリポートの確保

ヘリポートの確保は、第5節「ヘリコプターの運用計画」による。

名 称	所在地	管理者	連絡先
市営岡谷球場	岡谷市神明町 1-1-1	市	市民総合体育館 22-8800
			市営岡谷球場 22-2893
岡谷東部中学校	岡谷市長地柴宮 1-9-13	市	東部中学校 27-8644
			教育委員会 23-4811
岡谷工業高等学校	岡谷市神明町 2-10-3	県	岡谷工業高等学校 22-2847
岡谷市民湖畔広場	岡谷市湖畔 4-10020-11	市	市民総合体育館 22-8800

※「市営岡谷球場」及び「岡谷東部中学校」については、避難場所としての機能も兼用しているため、あらかじめ避難状況を確認したうえでヘリポートとしての利用を決定する。

4 緊急交通路の確保

(1) 緊急交通路の確保

緊急交通路の確保は、県が主体となり、次の活動を実施する。

ア 発災時は、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の通行可否を判断する。

イ 緊急交通路を確保する必要がある場合、県公安委員会は、通行可能な緊急規制対象道路を緊急交通路と指定し、一般車両の通行を禁止又は制限する。

ウ 被災した緊急交通路は、県警察が行う緊急交通路確保計画との整合を図りながら、関係機関との連携のもと第1次確保路線より、順次応急復旧を実施する。

エ 岡谷警察署は緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両、他の物件の移動、破損等の措置命令又は強制措置を実施する。

オ 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。

(2) 緊急交通路接続道路等の確保

関係機関との連絡協議の上、効率的な応急復旧を推進するものとし、市は次の区間について、応急復旧を実施する。

ア 緊急交通路接続道路の確保

市は、県が指定し確保する緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、必要に応じて応急復旧工事を実施する。

イ 代替路線の確保

緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。

【資料 18】緊急交通路交通規制対象予定道路等

5 輸送活動の実施

輸送の範囲は次のとおりとする。

ア 被災者の避難

(ア) 避難命令に基づき避難する住民の輸送

(イ) 被災者を誘導するための人員、資材等の輸送

イ 医療及び助産における輸送

(ア) 患者等を救護班の仮設する救護所、病院、産院等に入院又は通院させる場合の輸送

(イ) 救護班に関する人員及び医薬品並びに衛生材料等の輸送

ウ 被災者の救出

(ア) 救出された被災者の輸送

(イ) 救出のために必要な人員、資材等の輸送

エ 飲料水の供給

(ア) 飲料水の輸送

(イ) 飲料水を確保するために必要な人員及び飲料水供給に必要な機械、器具、資材等の輸送

オ 行方不明者の搜索

行方不明者搜索のために必要な人員及び資材等の輸送

カ 遺体の処理（埋葬を除く。）

(ア) 遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置並びに検索のための救護班員等の輸送

(イ) 遺体の処理のための衛生材料等の輸送

(ウ) 遺体発見場所から一時安置所までの移送

(エ) 遺体の移動に伴う死体そのものの輸送

(オ) 遺体を移送するための人員の輸送

キ 救援用物資の輸送

(ア) 被服、寝具その他の生活物資の給与のための輸送

(イ) 炊き出し用食糧等の輸送

(ウ) 学用品支給のための輸送

(エ) 救護班の使用する医薬品、衛生材料等の輸送

(オ) その他被災者の応急救助の目的のために直接使用される一切の物資の輸送

- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		知事 印 公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)		
使用者	住所 氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

用紙は日本工業規格A5とする。

第11節 障害物の処理活動

環境班・農林水産班・土木班・関係機関

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の交通路を優先して確保しなければならない。障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物撤去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場所の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として、障害となる物件の所有者又は管理者が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が行うが、災害の規模等に応じ必要と認められるときには、岡谷湖畔公園等の公共広場や避難所となっていない小中学校校庭を集積所として開設する。

第3 活動の内容

1 道路・河川の障害物

土木班及び農林水産班は、岡谷建設事業協同組合等の協力を得て、障害物の円滑な除去を実施する。また、巡回の強化を図り事前に障害となる物の除去等に努める。

(1) 道路上の障害物

道路法による道路上の障害物の除去は、道路管理者が実施する。なお、道路上の障害物は、緊急輸送計画に基づく緊急輸送道路等の除去作業を優先的に行う。

(2) 放置車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要ある時は、災害対策基本法に基づき運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(3) 河川等の障害物

土木班及び農林水産班は、河川、農業用排水施設等における障害物について、被害の拡大防止に重点を置き、二次災害の発生に注意して除去作業を行う。

2 住家等にある障害物

(1) 実施責任者

住家等にある障害物の除去は、原則として、その所有者又は管理者が実施するが、生活に支障をきたし、自らの資力等で除去が困難な者について、市により援助等を行う。

(2) 障害物の除去の対象者

次のすべての条件に該当する者とする。

- ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること
- ウ 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

(3) 除去の方法

- ア 市は、対象箇所数を調査の上、除去計画を作成し、直接除去するか、又は一括して業者に請け負わせて除去する。
- イ 障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

3 除去障害物の集積、処分方法

- (1) 障害物の集積・処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の利害関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積・処分を行う。
- (2) 放置車両、被災車両等放置物件は、岡谷警察署により保管場所へ移送保管する。

4 応援協力体制

- (1) 市内の関係機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。
- (2) 市のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

【資料 30-14】 災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

第12節 避難収容及び情報提供活動

総務部全班・市民環境部全班・健康福祉部全班・都市計画班・土木班・教育部全班・関係機関

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策について定める。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 市長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者、等に避難行動要支援者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市は、速やかに住宅の確保を行う。
- 7 市は、被災者等への的確な情報提供を行なう。

【資料16】社会福祉施設等

【資料21】避難施設

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対して状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互と緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当 氾濫注意情報	——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当 ——	——

(1) 実施機関

実施事項	実施責任者	根拠法令	対象災害
高齢者等避難	市町村長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般 〃
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
緊急安全確保	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
指定避難所の開設、 受入れ	市長		

ア 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

イ 市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

○「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

○「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立ち退きを指示することをいう。

○「緊急安全確保」

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

(2) 措置及び報告、通知等

ア 市長の行う措置

(ア) 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

a 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域

b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を

要すると判断される地域

c 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域

また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。

(i) 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等^等に対し、避難指示を^{発令する}ものとする。

- a 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等）
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- c 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域
- d 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- e 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- f 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- g 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- h 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- i 避難路の断たれる危険のある地域
- j 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- k 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

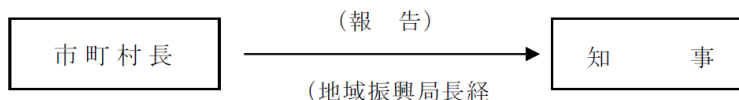
(ウ) 緊急安全確保

居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

- a 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- b 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

(エ) 報告（災害対策基本法第60条等）



（報告様式は第2節災害情報の収集・連絡活動第2の4参照）

※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

イ 水防管理者の行う措置

(ア) 指示（水防法第29条）

水防管理者は、河川の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(イ) 通知

水防管理者が避難の立ち退きを指示した場合、岡谷警察署長にその旨を通知する。

ウ 知事又はその命を受けた職員の行う措置

(ア) 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

(イ) 地すべりのための指示

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

(ウ) 通知

知事又はその命を受けた職員が避難の立ち退きを指示した場合、岡谷警察署長にその旨を通知する。

エ 警察官の行う措置

(ア) 指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、岡谷警察署は調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。把握した二次災害危険場所等については、市に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

a 住民の生命、身体を安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

b 市と緊密な連絡体制を保持すること。

c 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

d 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

e 避難指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

f 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

g 避難誘導にあたっては、高齢者及び障害者等要配慮者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

h 岡谷警察署及び交番に一次的に受け入れた避難住民については、市の避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

i 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

(イ) 報告、通知

警察官が(ア)のc及びdの措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、諏訪地域振興局を通じて知事に報告する。

オ 自衛官

(ア) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にないない場合に限り「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

(イ) 報告

自衛官が(ア)の措置を実施した場合には、その旨を市長に通知する。通知を受けた市長は、諏訪地域振興局を通じて知事に報告する。

カ 避難指示等の時期

上記(2)アに記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

(3) 避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

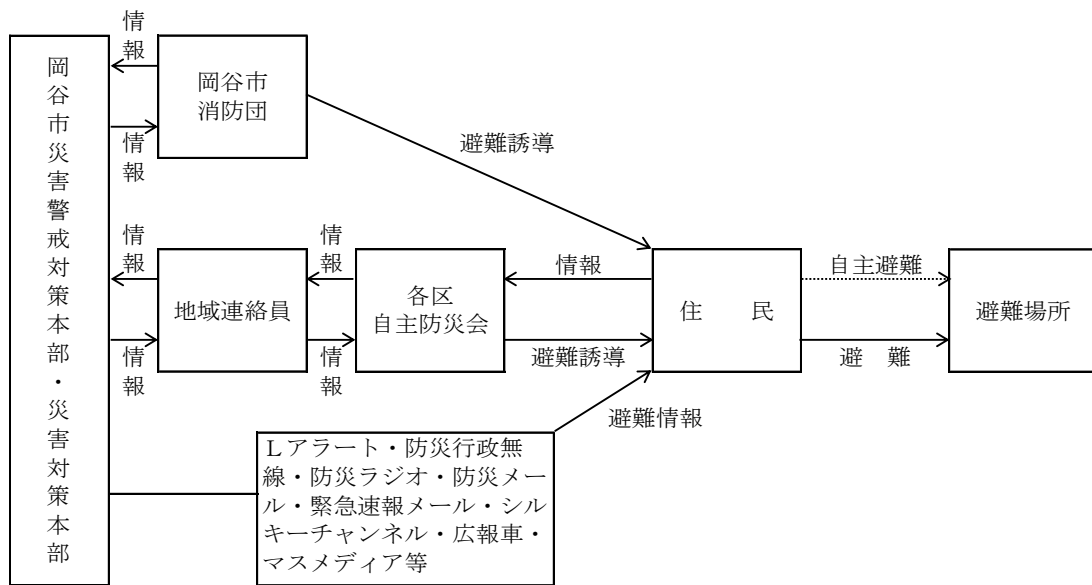
- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 避難場所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由
- ク 住民のとりべき行動や注意事項
- ケ 避難の経路または通行できない経路
- コ 危険の度合い

(4) 伝達方法

避難指示等の発令は、次の手段により直接住民へ伝達する。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

- ア 防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、岡谷市行政チャンネル
- イ 区・自治会等による伝達  
当該区長、自主防災組織の長に連絡し、区等の組織を通じて住民に伝達する。
  - (ア) 夜間停電時、電話不通時等伝達が困難な場合は、消防団、警察等に協力を求め戸別に伝達する。
  - (イ) 避難行動要支援者については、避難支援等関係者との連携の下、戸別伝達等、確実に伝達するように配慮する。
- ウ 広報車による伝達  
災害対策本部及び消防団等の車により、関係地域を巡回し伝達する。
- エ 放送施設による伝達  
エルシーブイ(株)等により避難指示の内容を明示し放送を依頼する。また、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。
- オ 携帯端末による伝達  
携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



#### (5) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市は、災害発生後直ちに民生児童委員、区、自主防災組織、地域住民、消防団、警察等関係機関の協力を得て、避難支援計画に基づき、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

さらに、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

## 2 警戒区域の設定

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### (1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- イ 消防（水防）団長、消防（水防）団員、消防職員（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

### (2) 実施方法

#### ア 警戒区域の表示

警戒区域を設定した場合、ロープ等を張り、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命じる。

イ 警戒区域の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

ウ 通知

自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

3 避難誘導活動

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者、特に避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

(1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区、自主防災組織、消防団、消防本部、岡谷警察署等の協力を得て実施する。

また、誘導員は退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の措置を講ずる。

(2) 誘導の優先順位

高齢者、障害者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(3) 誘導の方法

ア 留意事項

(ア) 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

(イ) 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

(ウ) 危険地域には、状況により誘導員を配置する。

(エ) 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

(オ) 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

(カ) 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明具を最大限活用する。

イ 車両等による移送

高齢者、障害者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ウ 応援の要請

災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、諏訪地域振興局を経由して県へ応援を要請する。また、状況によっては、直接他の市町村、岡谷警察署等と連絡して実施する。

エ 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(4) 避難住民の心得

住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。この場合、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

4 避難所の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために避難所を設置するとともに、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

(1) 避難収容の対象者

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的

に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

## (2) 実施責任者等

### ア 実施責任者

教育部は、本部長の指示に基づき、避難所を開設し、被災者の収容と保護を行う。

### イ 避難所の管理責任者

教育部は、管理責任者を定め、避難所の運営、施設の維持管理のため、管理責任者を派遣する。

## (3) 避難所の開設

### ア 避難所の選定

避難所を開設する施設は、災害及び地域の状況を考慮し、安全な施設を選定する。なお、事前に指定している避難場所だけでは、避難者の収容が困難な場合には、対策本部事務局で他の公共施設、病院、幼稚園、その他の民間施設等の管理者に対し、避難所としての施設の提供を要請する。

### イ 小・中学校における対策

(ア) 教育部は、避難所が小中学校となった場合、学校長に連絡しできるだけ速やかに開放するものとする。そのため、夜間や休校日の災害発生に備え、開錠の方法や教職員の緊急招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。また、教育機能維持の観点から、あらかじめ避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

(イ) 学校長は、避難所の運営について市職員が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。

(ウ) 児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所となった場合、学校長は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、児童生徒と避難者の避難場所を明確に区分する。

### ウ 保育園における対策

保育園が避難所となった場合は、園長は「イ」に準じて適切な対策を行う。

### エ 避難所の公示

避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。

## (4) 避難所の管理運営

避難所の管理責任者は、施設管理者、区、自主防災組織等の協力を得て、避難所の管理運営にあたる。

### ア 避難者の把握

管理責任者は、区、自主防災組織と協力して避難者名簿を作成し、収容人員を調査し、避難者の傷病等の有無、給水、給食、生活必需品の必要数量を把握し、必要数量を社会福祉班に報告する。また、避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握にも努めるものとする。

### イ 避難所の運営

管理責任者は、避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について、区、自主防災組織、ボランティア、避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者等の協力を得て実施するとともに、避難所の運営に関して役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知

見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ウ プライバシー保護

管理責任者は、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。

エ 生活環境への配慮

避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペース確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

オ 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

カ 女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

キ 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

ク 避難場所の移動

災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館・ホテル等への移動を避難者に促すものとする。

ケ 要配慮者への配慮

避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。

- (ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器等の供給等、の整備を行う。
- (イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
- (ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者の把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供を開始できるように努める。
  - a ホームヘルパー、ガイドヘルパー等の派遣
  - b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
  - c 病院や社会福祉施設等への受入れ
- (エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(オ) 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制に努める。

コ 避難所の検討

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

サ やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

シ 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

ス 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

セ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

(5) 応援要請

避難所の管理運営にあたり、災害の規模が大きく、人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

(6) 避難住民の心得

住民は、避難所の管理運営について、管理責任者の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

広域避難及び広域一時滞在については、県及び関係機関と相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(1) 広域避難の対応

ア 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

ウ 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域一時滞在の対応

ア 協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができ

る。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

イ 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

## 6 住宅の確保

居住の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう、県と連携し公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。

### (1) 災害救助法が適用された場合

市は、県に対して、災害救助法第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するとともに、県が実施する仮設住宅の建設に協力するものとし、次の措置を実施する。

ア 県に対し、市公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

イ 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行う。

ウ 知事の委任を受けて、市長は、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

### (2) 災害救助法が適用されない場合

市は、必要に応じて仮設住宅を建設するものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。なお、市営住宅等の空き室を把握し、応急住宅としての一時使用も検討する。

#### ア 活動体制

都市計画班は、岡谷建設事業協同組合等、プレハブ供給メーカー等の協力を得て、仮設住宅を建設する。

#### イ 対象者

災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力で住宅の確保ができない者

#### ウ 建設の方法

(ア) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。

(イ) 建設用地を確保する。

(ウ) 応急仮設住宅の設計を行う。

(エ) 建設業者との請負契約を行う。

(オ) 工事監理、竣工検査を行う。

(カ) 入居者の決定を行う。

(キ) 応急仮設住宅の維持管理を行う。

#### エ 設置戸数

住宅の全焼、全壊、流出、埋没世帯

#### オ 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定する。

#### カ 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、概ね一戸当たり29.7平方メートル（9坪）を基準とし、構造は一戸建又はアパート建築のいずれかで、一戸当たり平均価格は県の基準以内とする。（災害救助法参考）

キ 応急仮設住宅の運用管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入にも配慮するものとする。

#### ク 入居者の選定（要配慮者への配慮）

入居者の選定にあたっては、福祉環境部と協議し厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以上として入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等について問題の生じないよう配慮する。

## 7 避難者等への的確な情報提供

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

- (1) 市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。
- (2) 市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。
- (3) 市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。
- (4) 市、県、指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン・交通機関・公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。
- (5) 市、県、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行なうなど、適切に情報提供がなされるものとする。
- (6) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。
- (7) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (8) 県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

## 第13節 孤立地域対策活動

危機管理班・各地区班・消防班・社会福祉班・介護福祉班  
農林水産班・都市計画班・土木班・病院部全班・関係機関

### 第1 基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が存在する当市の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

- 1 被害実態の早期確認と、救急救助活動の迅速実施
- 2 緊急物資等の輸送
- 3 道路の応急復旧による生活の確保の優先順位をもってあたる。

### 第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。
- 4 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。発災時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

- (1) 危機管理班、消防班及び各地区班は、交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。
- (2) 危機管理班、消防班及び各地区班は、孤立予想地域に対し、電話、地域連絡員の派遣等により、孤立状況の確認を行う。

#### 2 救助・救出対策

災害発生時には人命の救助を第一とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

- (1) 諏訪広域消防本部は、ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報する。
- (2) 諏訪広域消防本部は、ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとと

もに、被救助者の容態、人数等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告する。

(3) 病院部は、負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

(4) 社会福祉班及び介護福祉班は、孤立地域内の要配慮者の情報収集に努め、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の状況等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

### 3 通信手段の確保

N T T回線が不通となった場合、孤立地域での実態を把握し、必要な連絡をする事が不可能になる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

(1) 災害対策本部は、地域連絡員の派遣、諏訪広域消防本部の協力を得た消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

(2) 住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

(3) 東日本電信電話(株)は、避難場所等にデジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置するものとする。また、携帯電話等の可搬型無線機の臨時配置により通信途絶を解消するものとする。

### 4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(1) 都市計画班及び土木班は、迂回路による輸送の確保に努めるとともに、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、災害対策本部を通じて、県に対してヘリコプターによる輸送を要請する。

(2) 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。また、住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

### 5 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保する。

(1) 都市計画班、土木班及び農林水産班は、孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、オートバイ、自動車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

(2) 道路管理の責を有する各機関は、迂回路の案内、仮設道路設置等の応急工事を早急を実施し、主要道路から優先して、最小限の交通確保を行うものとする。

## 第14節 食料品・生活必需品等の調達供給活動

危機管理班・企画班・行政管理班・会計班・社会福祉班・商業観光班・教育部全班・関係機関

### 第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料品・生活必需品の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、備蓄食料・生活必需品等を被災者に対し供給する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、岡谷市赤十字奉仕団、岡谷市ボランティアセンターによるボランティア等の協力も得られるようにする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。

### 第2 主な活動

- 1 市は自らの備蓄食料では、必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料品・生活必需品等を速やかに供給する。
- 3 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

##### (1) 活動体制

社会福祉班及び会計班は教育部と連携し、避難所における食料品等の必要数量を把握し、食料品等の調達を実施する。

#### 【資料 22】非常備蓄品

#### 【資料 30-1】長野県市町村災害時相互応援協定書

#### 【資料 30-17】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（J A 信州諏訪）

#### 【資料 30-18】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

（生活協同組合コープながの）

#### 【資料 30-34】災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（アピタ岡谷店）

##### (2) 県及び近隣市町村への要請

自らの備蓄により非常用食料の必要量を満たせない場合は、災害対策本部を通じて、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行う。

##### (2) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

##### (3) 関東農政局への要請

災害の程度が甚だしく、応急用米穀の供給に関する知事の指示が受けられない等の事情により市長が必要と認めた場合には、市長から関東農政局長野農政事務所長又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者（関東農政局長野農政事務所長に対し連絡がとれず緊急引渡の要請ができない場合に限る。）に対して、災害救助法発動期間中の応急用米穀について緊急引渡を要請する。

#### 2 食料品等の供給

食料品等の調達活動により調達した食料品等を迅速かつ円滑に被災者等に供給する。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

(1) 活動体制

ア 届けられた食料品等は、各避難所の管理責任者を通じて被災者及び、避難者に供給する。

イ 各避難所では、区、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、被災者及び避難者に配給する。

ウ 炊き出しは、ライフラインに支障がない場合、保健センター、学校の調理室が使用できる場合は避難所になっている調理室にて実施する。

(2) 食料の供給基準

ア 食料供給の対象

食料供給を行う場合は、次の場合に限る。

(ア) 被災者に対し炊き出しによる給食又は食料供給を行う必要がある場合

(イ) 被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して、食料供給を行う必要がある場合

イ 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品等とする。

(3) 炊出しによる食料供給

米穀の供給基準

供給の対象	精米必要量
①被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 200 g
②被災地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米 300 g

ア 該当範囲

食料供給の対象は次のとおりとする。ただし、(オ)、(カ)は、災害救助法の対象ではない。

(ア) 避難所に収容した被災者及び避難者

(イ) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、炊事のできない者

(ウ) 旅館、ホテル等の宿泊者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）

(エ) 社会福祉施設の入所者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）

(オ) 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者

(カ) その他特に市長が食料供給を必要と認めた者

イ 炊出しの活動体制

健康福祉部長及び教育部長の指示により、保健センター及び学校等給食調理室において、学校・保育園調理師栄養士及び岡谷市赤十字奉仕団が、区・地域住民の協力を得て、炊出しを実施する。

ウ 炊き出し施設

(ア) 保健センター

(イ) 学校給食調理室

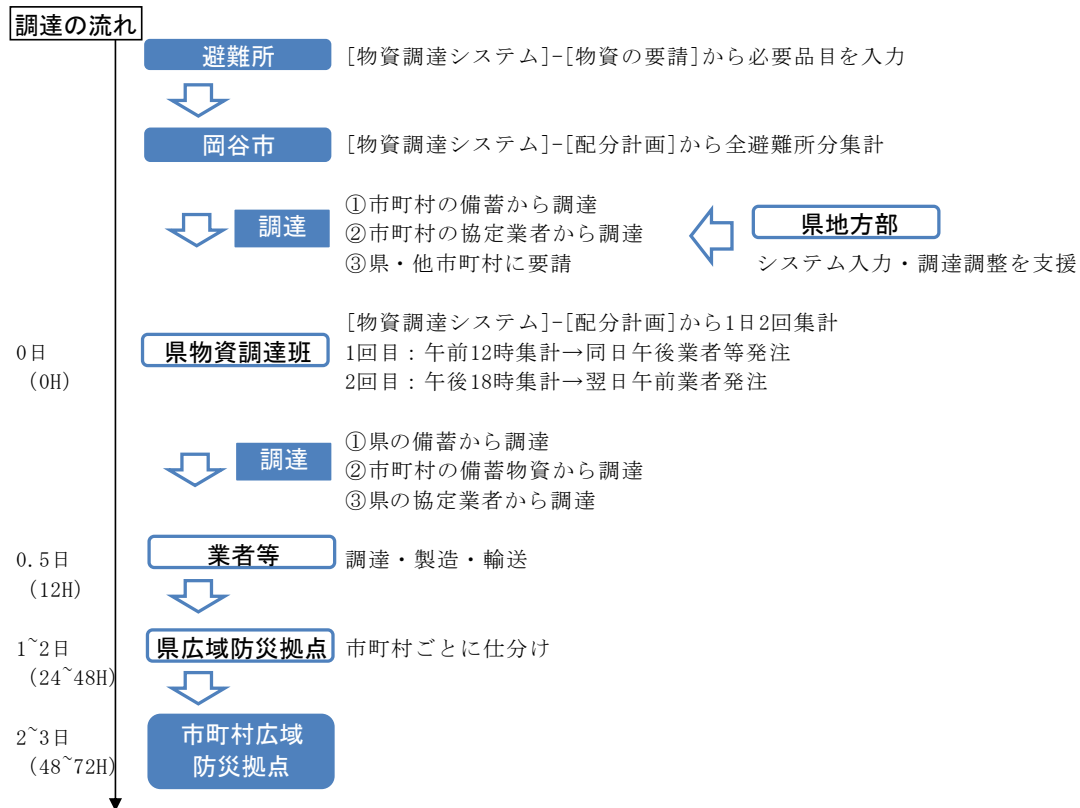
(ウ) 保育園給食調理室

(4) 住民が実施する対策

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

(5) 経費の負担

炊出しその他による食品の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。  
(食料品・生活必需品の市への調達要請フロー)



### 3 生活必需品の調達

#### (1) 活動体制

生活必需品等の必要数量を把握し、生活必需品等の調達を実施する。

#### (2) 生活必需品の調達

##### ア 必要数量の把握・調達

社会福祉班及び会計班は商業観光班と連携し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について把握し、備蓄物資、市内の業者からの購入等により必要な物資の効率的な調達・確保する。

##### イ 協定による調達

「災害時における応急生活物資供給等に関する協定」に基づき、J A信州諏訪、生活協同組合コープながのへ要請する。また、相互応援協定に基づき、岡山県玉野市、群馬県富岡市、静岡県東伊豆町、近隣市町村へ要請する。

##### ウ 県への要請

災害対策本部は、市による対応で不足する分について、県に要請し、調達する。

#### (3) 留意事項

寒冷期における毛布、長期の避難生活における下着、紙おむつ、日常生活用品等が不足することにより被災者の心身に大きな負担となる生活物資については、最優先に調達、確保を行う。

### 4 生活必需品の供給

市は、避難施設における生活必需品の充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要

に応じ、関係機関、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

特に、要配慮者については、優先的に給与又は貸与するなど十分配慮する。

(1) 供給・分配の対象者

次のすべての条件に該当する者とする。

ア 災害により住家に被害を受けた者等であること。

住家の被害程度は、全焼、全壊、半焼、半壊、流失、埋没及び床上浸水であって、床下浸水又は非住家の被害を受けただけの者は対象としない。

イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財等を喪失した者であること。

ウ 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者であること。

(2) 給与又は貸与の方法

避難所の管理責任者を通じて、区長、自主防災組織、民生児童委員、岡谷市赤十字奉仕団等の協力を得て、物資の給与又は貸与を実施する。

(3) 衣料、生活必需品の内容

以下の4種類を目安とするが、個々の品目については、各人の状況に応じ現に必要とするものを支給する。

ア 被服、寝具及び身の回り品

洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等

ウ 炊事道具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、箸等

エ 光熱材料

マッチ、プロパンガス等

(4) 住民が実施する対策

住民は、手持ちの生活必需品を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

(5) 経費の負担

生活必需品の供与を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

## 第15節 飲料水の調達供給活動

危機管理班・水道班・関係機関

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水やボトルウォーターにより行うこととし、市独自で水の確保が困難な場合は、近隣市町村及び県企業局からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により市での給水活動が困難となる場合には、県市町村災害時相互応援協定及び県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により近隣市町村から応援給水を受ける。

### 第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 活動体制

水道班は、岡谷市水道事業協同組合と連携し飲料水の調達、供給を実施する。

#### 2 飲料水の調達

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器を設置し確保された水並びにボトルウォーターにより確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

なお、お風呂等に貯水してある水は生活用水として活用する。

##### (1) 市が実施する対策

ア 上水道施設の被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

イ 停電等により地下水源から揚水できない場合は、自家発電装置を借り上げ揚水し、飲料水の確保を行う。

ウ 市のみで対応が困難な場合は、相互応援協定による近隣市町村からの応急給水により調達する。

##### (2) 民間業者からの飲料水の提供

「災害時における救援物資提供に関する協定書」に基づき、北陸コカ・コーラボトリング㈱へ要請を行う。

##### (3) 住民が実施する対策

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 3 飲料水の供給

市は、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。また、岡谷市水道事業協同組合に要請し、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

##### (1) 市が実施する対策

ア 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

イ 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。

ウ 給水用具の確保を行う。

- エ 災害のために飲料水が得られない被災者に対し、飲料水を供給する。
- オ 応急飲料水以外の生活用水についても、必要最小限度の供給を図る。
- カ 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- キ 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

(2) 飲料水の供給対象者

災害のために現に飲料水を得ることができない者

(3) 給水の基準

災害発生後は、1人1日3リットル以上の給水を目標とする。

(4) 給水の順位

避難所、医療機関等を優先して給水する。災害の状況によっては、一般住民に対しても給水拠点を定めて給水する。

(5) 給水の方法

水道施設が被災し、断水している場合には、給水タンクにより、避難所、給水拠点等で給水する。

(6) 応援要請

被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。

**【資料 30-15】** 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

**【資料 30-22】** 災害時における救援物資提供に関する協定書（北陸コカ・コーラボトリング^{（株）}）

## 第16節 保健衛生、感染症予防活動

危機管理班・環境班・健康推進班・病院部全班・施設管理者・関係機関

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動や保健福祉事務所（保健所）等関係機関との緊密な連携により、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、栄養士による栄養指導を行うとともに、保健福祉事務所（保健所）等関係機関との緊密な連絡調整により食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。  
さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。
- 2 平常時から  
、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 活動体制

環境班、健康推進班及び病院部は、諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）、岡谷市医師会、岡谷市保健委員連合会及び岡谷市衛生自治会連合会と連携し保健衛生活動及び感染症予防対策を実施する。

#### 2 保健衛生活動

##### (1) 市が実施する対策

- ア 被災者の避難状況を把握し、諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。
- イ 被災者の健康を確保するために、避難所等に保健師を派遣し、健康相談等を行う。
- ウ 被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を県及び岡谷市医師会に要請する。
- エ 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

#### 【資料 30-10】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

##### (2) 関係機関が実施する対策

- ア 岡谷市医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努める。
- イ 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うように努める。
- ウ 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導等を行うよう努める。
- エ 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備しておく。

##### (3) 住民が実施する対策

- ア 医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努める。
- イ 住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

### 3 感染症予防対策

感染症予防対策の整備及び訓練、機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、衛生指導、健康調査などの感染症予防を行う。

なお、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症について患者又は無症状病原体保有者が発生した場合は、保健福祉事務所（保健所）等関係機関との緊密な連絡調整により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### (1) 関係機関との連携

環境班は、諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）、岡谷市衛生自治会連合会の協力を得て、被災地の消毒等、防疫活動の実施する。

#### (2) 感染症予防

健康推進班及び病院部全班は、感染症の発生を未然に防止するため、諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。

#### (3) 防疫活動資機材及び薬剤の調達

防疫活動に使用する資機材及び薬剤が不足する場合は、住民、販売業者等から必要数を借り上げ、又は購入する。

薬剤が不足する場合は、市内の薬局から購入する。

#### (4) 消毒の実施

被災地域において、感染症の発生するおそれがある場合には、保健福祉事務所（保健所）等と協議し、迅速に消毒活動を実施する。

ア 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒

イ 避難所の便所その他不潔場所の消毒

ウ 感染症患者家屋の消毒

エ 井戸の消毒

オ 災害の状況によりねずみ、害虫の駆除

#### (4) 臨時予防接種

検病調査班は、災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、県（知事）の指示に応じて、まん延防止のため、臨時予防接種を実施する。

#### (5) 感染症予防教育及び感染症予防のための広報活動

検病調査班は、感染症患者の症状を周知し、感染症患者又は保菌者の発見の一助とするとともに、事後の措置、感染症予防のための衛生教育を実施する。

#### (6) 県への報告

ア 関係団体の協力を得て、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）を経由して県へ報告する。

イ 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）を経由して県に提出する。

ウ 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対するための特別の財政援助等に関する法律に

より、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）を経由して県に提出する。

(7) 住民が実施する対策

住民は、市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、市の指導のもと区、自主防災組織が中心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第17節 遺体の搜索及び処置等の活動

危機管理班・消防班・市民生活班・病院部全班・関係機関

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、岡谷市消防団等の協力のもとに実施する。

また、災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視にあたっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

### 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、行方不明者の搜索等及び遺体の検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

### 第3 活動の内容

#### 1 遺体の搜索等及び処置の基本方針

(1) 遺体の搜索等は、市（設置された場合は災害現地対策本部）が、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、岡谷市消防団等と協力し行う。

また、災害の状況によっては、自衛隊、地元住民等の協力を得る。

(2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等を行う。

(3) 検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

(4) 検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、この場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

【資料 30-10】災害時の医療救護活動に関する協定書（岡谷市医師会）

【資料 30-19】災害時の歯科医療救護活動に関する協定書（岡谷下諏訪歯科医師会）

#### 2 実施計画

(1) 長野県が実施する対策（危機管理部、衛生部、警察本部）

ア 被害が広範囲にわたり、遺体の搜索、検視及び火葬等に関する他都道府県からの応援が必要となった場合及び他都道府県への応援が必要となった場合を想定し、広域相互応援体制の整備を図り、被災時は、必要に応じ他都道府県等への応援要請、関係機関との連絡調整を行う。

イ 岡谷市長から、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して応援を要請され、かつ必要があると認められるときは、速やかに他都道府県等に応援を要請する。

ウ 岡谷市から遺体運搬車の応援に関して要請をされ、かつ必要があると認められるときは、速やかに（社）長野県トラック協会長に応援要請をする。

エ 遺体の搜索、遺体の輸送、収容、埋・火葬等について必要な基準を設けるとともに、岡谷市の活動の支援を行う。

オ 検視（検案）における事前準備を以下のとおり行い、被災時は、関係機関に対する適切な指

示を行う。

- (ア) 岡谷市及び医療機関等関係機関との連携を行う。
- (イ) 検視場所、遺体安置場所等施設の把握、確保を行う。
- (ロ) 医療機関との連携、検案医師・歯科医師等との協力体制を確保する。
- (エ) 葬儀業者、遺体安置機材等取扱い業者の把握、確保を行う。
- (オ) 検視に使用する装備資機材の整備を行う。
- (カ) 多数遺体検視要領を策定し、体制の確立と教養訓練を実施する。

カ 検視実施要領

- (ア) 多数遺体の検視に当たっては、一般の遺体観察と同様適正な遺体観察を行う。
- (イ) 検視は受付順に行い、発見から遺体の引渡しまで、一連の流れが判る遺体発見表を貼付する。
- (ロ) 検視は迅速に行い、身元が明らかで引取人があるときは速やかに引き渡す。
- (エ) すべての遺体について写真撮影を行い、必要に応じて指紋、歯型、血液型資料を採取し、身体特徴、着衣、所持品等詳細な記録を行う等、身元確認資料の収集に万全を期す。

キ 身元確認及び遺体の引渡し

- (ア) 身元の確認は、遺族等関係者複数に確認させるほか、可能な限り指紋、歯型等による確認を行い、誤りのないよう慎重を期す。
- (イ) 本籍地の不明な遺体は、遺体取扱い規則第9条に基づき、遅滞なく岡谷市にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書（多数死体見分調書）を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。
- (ロ) 行方不明者に関する相談窓口を設け、行方不明者の特徴を把握して、身元確認に最大限の努力をする。

ク 外国籍住民遺体の措置

- (ア) 死者が外国籍であることが判明したときは、遺体取扱い規則第4条第2項に基づき、遅滞なくその旨を領事機関に通報すること。
- (イ) 遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない場合は、遅滞なく岡谷市長にその所持品等とともに引き渡す。

(2) 岡谷市が実施する対策

ア 遺体の搜索

遺体の搜索等は、岡谷警察署、諏訪広域消防本部、岡谷市消防団等の協力のもと実施する。

イ 収容の方法

身元確認のための一時収容場所及び安置所は、被災現場付近の寺院、神社などの建物に収容するものとし、やむを得ない場合は、テント等を手配し収容する。また、葬儀業者、遺体安置機材等取扱者の把握、確保を行う。

ウ 身元不明者の引受け

- (ア) 本籍地の不明の遺体及び遺体の引渡しを受ける遺族等が日本にいない外国人で警察から引渡しの通知を受けたときは、遺体の引渡しを受ける。
- (イ) 引渡しを受けた遺体は及び遺留品等は、その性別、推定年齢、遺品などを遺体処理台帳に記録し、安置所に掲示する。
- (ロ) 身元が判明し、引取り人がある場合は引渡し、引取り人がない者については、一定期間経過した後、火葬許可証を発行のうえ火葬処理する。
- (エ) 外国籍住民の遺体を引受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。
- (オ) 棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うとともに、必要があるときは長野県に要請する。
- (カ) 遺体の処理及び埋葬のための費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

**【資料 30-44】 災害等発生時における遺体搬送に関する協定書**

（（一社）全国霊柩自動車協会・（公社）長野県トラック協会霊柩部会）

（3）関係機関が実施する対策

日本赤十字社長野県支部、岡谷市医師会、岡谷市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行うものとする。

## 第18節 廃棄物の処理活動

環境班・農林水産班・都市計画班

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となり、早急な処理活動を行う。

ごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行う。

### 第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ、し尿処理対策

県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行う。

市は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

##### (1) 活動体制

ア 環境班は、ごみ、し尿の処理活動を実施する。

ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請する。

イ 環境班は、通常行っている委託業者の協力を得て、ごみ処理等被災地区を重点的に収集するよう協力を要請する。

(イ) 必要に応じて、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

(イ) 現有する車両数及び想定されるごみの排出量から必要となる車両数を算出し、相互応援協定により、収集車両を確保する。

ウ 都市計画班は、災害により避難施設のトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講ずる。

エ 市は、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行なうとともに、県に対して報告するものとする。

##### (2) 収集と処理

生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

ア ごみの収集と処理

(イ) 残廃物の収集

食物の残廃物を優先的に収集する。

(イ) ごみの処理

a 粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合、道路の障害により処理施設への搬入が困難な場合には、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。  
この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

b 収集にあたっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平常時の分別区分による収集に努める。

イ し尿の処理方法

環境班は仮設トイレのし尿を処分する場合は、原則として、市内業者に依頼する。

市内業者で処分できない場合は、相互応援協定に基づき、近隣のし尿処理施設、下水道施設あるいは、集落排水施設の利用について、当該市町村長に対し、協力を要請する。

##### (3) 費用関連事務

被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について

国庫補助等を受けようとする場合は、災害発生後被害の状況等を速やかに電話にて県（諏訪地域振興局）に報告し、原則として10日以内に報告書を提出する。

(4) 住民の対応

住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。搬入にあたっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

**2 廃棄物処理の広域応援**

(1) 県又は関係機関への応援要請

環境班は、発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援の要請を行う。

(2) 隣接市町村への応援要請

環境班は、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求める。

**3 死亡獣畜の処理対策**

(1) 死亡獣畜の処理

災害により死亡した獣畜は、所有者が処理することを原則とする。

所有者が不明、あるいは所有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合、農林水産班及び市民環境班は分担して、死亡獣畜の処理活動を実施する。

(2) 収集方法

市有車両及び民間委託業者の車両により収集する。

(3) 処分方法

死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく、家畜防疫員の検案を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上、焼却又は化製処理を実施する。

ただし、24ヶ月令以上の死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、原則として、諏訪地域振興局農政課へ搬入する。

## 第19節 社会秩序の維持・物価安定等に関する活動

市民生活班・社会福祉班・商業観光班・関係機関

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となり、また被災者の生活再建へ向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置を行う。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後の社会秩序と維持するための活動を実施する。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

##### (1) 実施担当者

岡谷警察署は、市民生活班及び商業観光班と連携し社会秩序の維持に関する対策を実施する。

ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り

イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り

ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り

エ 災害に便乗したサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り

オ 広報啓発活動の推進

カ 防犯協会等の自主防災組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

#### 2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

##### (1) 実施担当者

商業観光班は、物価の安定、物資の安定供給に関する対策を実施する。

##### (2) 市が実施する対策

ア 価格需給動向の調査

買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。

イ 関係業界への要請

適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

ウ 住民への情報提供

情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。

エ 相談窓口の設置

買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

オ 流通業者との連携

市は管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

(3) 企業が実施する対策

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

(4) 住民が実施する対策

住民は集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第20節 危険物施設等応急活動

危機管理班・消防班・環境班・水道班・病院部全班・関係機関

### 第1 基本方針

災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

### 【資料23】危険物施設

### 第3 活動の内容

#### 1 共通応急対策

風水害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### (1) 災害等における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。

##### (2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、もれ、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量、その流出先の把握に努める。

##### (3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

##### (4) 周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行ない、安全を確保する。

##### (5) 避難誘導の実施（岡谷警察署）

関係機関と連携して、従業員及び危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

##### (6) 環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は重点的に調査を行なう。

##### (7) 人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村に対して応援要請し、応急対策等を行なう。

##### (8) 危険物施設等管理者は次に掲げる対策を実施するものとする。

- ア 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置を講ずるものとする。
- イ 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。

## 2 危険物施設応急対策

災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

### (1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

諏訪広域消防本部消防長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、消防法第12条の3に基づき、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。

### (2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生し又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立する。

### (3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導する。

#### ア 危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

#### イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

#### ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

#### エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

##### (ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

##### (イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

##### (ロ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

## 3 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設は、風水害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の搜索等が重要になる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合には、見張り人を付け、関係者以外の者が近づかないよう立入り制限を行う。

(2) 火薬類が流出した場合には、周辺住民に対して広報を行う。

#### 4 高圧ガス施設応急対策

風水害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する安全確保を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するため次の対策を行う。

(1) 関係者からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。

(2) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。

#### 5 液化石油ガス施設応急対策

災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、一般社団法人 長野県LPGガス協会に要請する。

(1) 火災警戒区域及び消防警戒区域を設定し、火気取扱い規制及び住民の立入り制限を行う。

#### 6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が災害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を諏訪保健所・岡谷警察署又は諏訪広域消防本部に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

(1) 周辺住民への広報

周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

(2) 飲料水汚染の場合の措置

飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

(3) 毒物劇物の危害除去

消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

(4) 営業者及び業務上取扱者が実施する対策

ア 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署、消防機関へ連絡する。

イ 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤等により周辺住民の安全対策を講ずる。

#### 7 放射性物質使用施設応急対策

災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

(1) 諏訪広域消防本部が実施する対策

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射線同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

(2) 放射性同位元素使用者が実施する対策

放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

ア 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延

焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関等に通報する。

イ 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時をこえるおそれがある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。

ウ 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。

エ 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。

オ 放射線同位元素を他の場所に移す余裕がある場合には、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、ロープを張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立ち入りを禁止する。

カ 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

## 8 石綿使用建築物等応急対策

風水害等発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

- (1) 市は、損壊した建築物の周辺など粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- (2) 市は、必要に応じてアスベストが飛散している恐れのある場所について大気中のアスベスト調査を県に依頼し、周辺住民等に対し情報提供を行なう。
- (3) 市は、必要に応じて環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱マニュアル」の徹底を事業者に対し指導するよう県に依頼する。

## 9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

風水害等発生時において、大気汚染防止法で定める事故等の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

- (1) 市は、大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害拡大防止の措置をとるよう命ずることを県に依頼する。

## 第21節 電気施設応急活動

秘書広報班・施設管理者・関係機関

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- ・早期復旧による迅速な供給再開
  - ・感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止
- を重点に応急対策を推進する。

### 第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 応急復旧体制の確立

電力事業者は、被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

- (1) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (2) 被害状況に応じ、関連会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。

#### 2 迅速な応急復旧活動

電力事業者は、復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進する。

- (1) 市及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
- (2) 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- (3) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送手段を確保する。
- (4) 応急工事にあたっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。

#### 3 二次災害防止

電力事業者は、停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

- (1) 広報事項
  - ア 停電による社会不安除去に関する事項
  - イ 停電の区域

- (イ) 復旧の見通し
  - イ 感電等の事故防止に関する事項
    - (ア) 垂れ下がった電線に触れないこと
  - ウ 送電再開時の火災予防に関する事項
    - (ア) 電熱器具等の開放確認
    - (イ) ガスの漏洩確認
  - エ 需要量に対する不十分な電力供給に関する事項
    - (ア) 県及び市町村への速やかな情報提供及び節電への協力要請
- ※市は電力事業者からの報告に基づき、(1) ア・イについて防災行政無線等により周知する。

## 第22節 都市ガス施設応急活動

秘書広報班・消防班・土木班・施設管理者・関係機関

### 第1 基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

### 第2 主な活動

- 1 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 2 復旧にあたっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 都市ガス施設応急復旧対策

##### (1) 市が実施する対策

- ア 市道の被害状況の把握
- イ 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が混雑しないための調整の実施
- ウ 住民への広報活動

##### (2) 都市ガス事業者が実施する対策

- ア ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置
  - (ア) ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。
  - (イ) 被害が大の地域にあつては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、応急復旧活動を行う。
- イ 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置
- ウ 復旧人員の確保
  - 当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。
- エ 復旧資機材の調達
- オ 受入側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、又、応援側にあつては、適時、適切な応援体制
- カ 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

##### (3) 住民が実施する対策

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

#### 2 都市ガス施設応急供給計画

都市ガス事業者は、復旧計画を立案し、応急供給工事を実施する。復旧にあたっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

## 第23節 上水道施設応急活動

水道班・関係機関

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 上水道施設応急復旧対策

##### (1) 上水道

水道班は、職員又は専門業者への外部発注や岡谷市水道事業協同組合との協定に基づき復旧工事を行う。

ア 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。

イ 復旧体制の確立を行う。

ウ 被災の状況により応援要請を行う。

エ 住民への広報活動を行う。

オ 指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

カ 大規模な災害においては、他市町村からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

キ 本復旧に時間を要する地区については、必要に応じ優先順位を定め、仮配管から配水を行う。

##### (2) 復旧工事の調整

水道班は、岡谷建設事業協同組合及び岡谷市水道事業協同組合等が実施する市道の道路区域内の応急復旧活動について、許可手続を早急に行うとともに、掘削工事を伴う場合は、他の埋設物の情報を提供して他のライフラインの損傷を防止し、同一箇所での2者以上の工事については、工事現場が輻輳しないよう調整する。

**【資料 30-15】** 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

## 第24節 下水道施設応急活動

土木班・水道班・関係機関

### 第1 基本方針

下水道施設は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

### 第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集連絡、被害規模の把握

市が管理する下水道施設について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要があるため、下水道施設台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。また、県が管理する終末処理場へ流入する下水道施設（公共下水道）があるため、下水道施設の被害状況等の情報について、終末処理場と情報収集・連絡を行う。

#### 2 応急対策の実施

下水道は、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においても、ライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。市は、備蓄してある応急資材等の活用を図る他、必要に応じて建設業協会等の協力を得て、下水道の機能回復のために必要な緊急措置を講じる。

##### (1) 市が実施する対策

###### ア 管渠

- (ア) 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管路等の設置を行い、排水機能の回復に努める。
- (イ) 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。

###### イ 下水道中継マンホールポンプ施設

- (ア) 停電によりポンプ場の機能が停止または低下した場合、自家発電装置によってポンプ場の機能回復に努める。
- (イ) 終末処理場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のため止むを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

##### (2) 下水道復旧に際しての応援要請

下水道の建設、維持管理に携わる業者は、下水道管理者の依頼に応じて、応急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

##### (3) 住民が実施する対策

住民は、下水道が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

【資料 30-14】 災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷市建設事業協同組合）

【資料 30-15】 災害時における上下水道施設応急措置に関する協定書（岡谷市水道事業協同組合）

## 第25節 通信・放送施設応急活動

危機管理班・広報情報班・消防班・施設管理者・関係機関

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため機関ごとに必要な対策計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 市は、防災行政無線通信施設等の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 電気通信事業者は、通信施設の復旧活動、重要回線および避難所への通信確保を行う。
- 3 岡谷警察署は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。
- 4 放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 市防災行政無線通信等の応急活動

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保にあたる。

##### (1) 通信施設の被災時の措置

通信施設が被災した場合、市職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保にあたる。

##### (2) 停電時の措置

停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合、燃料等の調達、供給を図る。

##### (3) 災害時用通信手段の活用

孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。

災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼する。

#### 【資料12】岡谷市防災行政無線子局設置場所一覧

#### 2 電気通信事業者の応急活動

電気通信事業者は、被災地の通信確保を図るために、防災業務計画に基づき、気象、救援、治安、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。また、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

##### (1) 緊急通話、重要通話の確保

ア 応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。

イ 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

##### (2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

電気通信事業社は、災害状況により避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置を行う。

##### (3) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。

##### (4) 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努める。

(5) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板等を速やかに提供する。

(6) 情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

**3 岡谷警察署の応急活動**

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

**4 放送機関の応急活動**

放送機関は、災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

## 第26節 鉄道施設応急活動

土木班・関係機関

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は、部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

### 第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

### 第3 活動の内容

#### 1 市が実施する対策

##### (1) 許可手続きの迅速化

土木班は、市道との交差部において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。

##### (2) 工事の調整等

ア 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者に協議のうえ、応急活動に入るものとする。

イ 道路内には色々なライフラインが地下埋設されていることから、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は、他の占用物件の情報を提供する。

ウ 2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないよう調整する。

#### 2 東日本旅客鉄道(株) (岡谷駅)

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行うよう、これに必要な措置等を定めておく。

##### (1) 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

##### (2) 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

##### (3) 建設機材の現況の把握及び運用

社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうよう、その方法及び運用について、定めておく。

(4) 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

(5) 災害復旧

ア 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

イ 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的すみやかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

**【資料 30-45】大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定書**

(東日本旅客鉄道株式会社長野支社)

## 第27節 災害広報活動

危機管理班・秘書広報班・社会福祉班・関係機関

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、岡谷市から直接呼びかけを行う。なお、活動に際しては、高齢者、障害者、外国籍住民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、相談窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

#### 1 広報活動

市は、県、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関等の関係機関と緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し適切に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

##### (1) 広報活動

##### ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、関係事業者の協力を得て、Lアラート（災害情報共有システム）、防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、岡谷市行政チャンネル、ホームページ、ソーシャルメディア等可能な限り多くの媒体を活用し実施する。

##### イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、関係事業者の協力を得て、上記手段やエルシーブイ㈱「災害緊急放送に関する相互協定」等に基づき広報活動を実施する。

【資料 30-23】 災害緊急放送に関する相互協定（エルシーブイ㈱）

【資料 30-40】 臨時災害放送局の開設及び運用に関する協定書

（甲：諏訪広域連合 乙：エルシーブイ株式会社）

##### (2) 広報事項

災害の規模に応じ、次の情報を提供する。なお、広報事項については、事前に本部長の承認を得る。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の予防に関する情報
- ウ 避難所・経路・方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
- カ 交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報

- キ それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要と認められる情報

(3) 庁内及び関係機関への連絡

災害情報、被害状況の推移等を庁内放送、文章等により、職員に周知させるとともに、各部本部連絡員は部員に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて、災害本部事務局を通じて、関係機関等に災害情報を提供する。

(4) 報道機関の放送

ア 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、原則として、本部長が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。また、災害対策本部情報揭示版を設け、広報に努める。

イ 報道機関に対する放送要請

(7) テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。

(イ) ラジオを通じた緊急放送は、長野県大規模災害ラジオ放送協議会を通じて行う。

(ウ) ケーブルテレビを通じたコミュニティ放送は、協定に基づき、エルシーブイ㈱に対して行う。

(5) 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、災害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真等についても、市民の了承を得て活用する。

(6) 外国籍住民に対する広報

外国籍住民に対する広報は、語学ボランティアの協力を関係機関に要請し、広報文を翻訳し、チラシの作成・配布、市ホームページへの掲載等により実施する。

## 2 広聴活動及び相談窓口

(1) 活動体制

秘書広報班は広聴活動を実施する。

(2) 報道機関窓口の開設

秘書広報班は、県及び関係機関と緊密な連携を図り、報道機関からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

(3) 住民に対する相談窓口

必要に応じ、専用電話・ファックス、相談職員の配置など実情に即した相談窓口を設置する。

## 第28節 土砂災害等応急活動

危機管理班・消防班・農林水産班・土木班・施設管理者

### 第1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

【資料10】土砂災害警戒区域

【資料11】地すべり危険箇所

【資料16】社会福祉施設等

【資料21】避難施設

#### 1 大規模土砂災害対策

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示等の判断等を行なえるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

- (1) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
- (2) 市は、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (3) 住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

- (4) 市は、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

#### 2 崖崩れ、地すべり等応急対策

関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等により崖崩れ等の規模、発生状況、斜面防護施設の被災状況等について把握し、被害を最小限に抑えるために次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じる。

- (2) 市は、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

- (3) 崖崩れ、地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

- (4) 住民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

- (5) 市は、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

#### 3 土石流対策

監視体制を整え、関係機関、地域住民等との連絡、職員からの報告等により被災状況、不安定土砂の状況等を把握し、必要に応じ次の措置を実施する。

- (1) 状況の緊急度等に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。
- (2) 市は、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。
- (3) 二次災害に備え、警戒避難に関する情報を住民に提供し、住民への避難指示等の措置を講じ、地域住民等の安全を確保する。
- (4) 住民は警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等された場合これに迅速に従う。
- (5) 市は、必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

## 第29節 建築物災害応急活動

税務班・都市計画班・社会福祉班・介護福祉班・教育部全班・施設管理者

### 第1 基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第3 活動の内容

#### 1 公共建築物

災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

庁舎、社会福祉施設、病院、小・中学校等については、利用者の避難誘導等を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講ずる。

#### 2 一般建築物

##### (1) 市が実施する措置

住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、税務班と都市計画班は連携して被害状況を調査する。災害の規模が大きく、人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

##### (2) 建築物の所有者等が実施する対策

- ア 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- イ 安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

#### 3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

##### (1) 市が実施する対策

- ア 市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。
- イ 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。
- ウ 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

##### (2) 所有者が実施する対策

- ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市町村文化財所管部局へ報

- 告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村文化財所管部局の指導を受けて実施する。
- エ 被災した建造物内の文化財について、県教育委員会や市町村文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。。

## 第30節 道路及び橋梁応急活動

危機管理班・農林水産班・土木班・関係機関

### 第1 基本方針

風水害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな路上障害物の除去及び応急復旧工事を行う。また、道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。なお、被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧を行うとともに交通規制を行い、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路及び橋梁の危険箇所の把握

##### (1) 危険箇所の把握

市の管理する道路の破損、決壊、橋梁流失その他交通に支障を及ぼす恐れのある箇所を把握し、災害時に迅速適切な措置がとれるように努める。

##### (2) 県への報告

市は行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

##### (3) 危険箇所の報告の啓発指導

道路の破損、決壊、橋梁流失等の被害を発見した場合は直ちに市に通報するように、住民に啓発指導を徹底する。

#### 2 応急措置

##### (1) 迂回路の確保

市の管理する道路が被災した場合は、直ちに応急措置を行い、迂回路の有無を調査し、迂回路がある場合は、代替道路として利用し交通を確保する。

##### (2) 応急復旧工事の実施

ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のために路上障害物の除去及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、岡谷建設事業協同組合等の協力により速やかに応急復旧工事を行う。

#### 【資料 30-14】災害時における建設関係応急措置に関する協定書（岡谷建設事業協同組合）

##### (3) 応援要請等

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、相互応援協定に基づく応援要請、県に対する自衛隊の派遣要請などにより、応急復旧及び交通の確保を行う。

### 第31節 河川施設・ため池等応急活動

危機管理班・農林水産班・土木班・関係機関

#### 第1 基本方針

風水害による洪水被害を軽減するため、水防活動を実施するとともに、二次災害を防止するため、県及び関係機関との連携・協力により、速やかに被害状況等の把握を行い応急復旧に対応する。

#### 第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な風水害が発生した場合には、河川管理施設、都市下水路等の臨時点検を行い施設の安全を確認し、異常が認められた場合は、適切な処置をとる。
- 3 ため池施設については、被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のために関係機関と調整を図る。

【資料3】 水防警報指定河川

【資料4】 水位情報指定河川

【資料5】 河川

【資料6】 重要水防区域

【資料7】 水防上重要な水門の操作

【資料9】 ため池

【資料16】 社会福祉施設等

【資料21】 避難施設

#### 第3 活動の内容

##### 1 河川施設等応急対策

###### (1) 情報の収集

県及び関係機関と連携し、危険箇所等を重点パトロールするとともに、住民からの情報提供を促し、積極的な情報収集を行う。

###### (2) 避難誘導

被害状況等を住民に伝達するとともに、必要に応じて危険地域の住民に避難指示等の応急活動を実施する。

###### (3) 被害拡大の防止措置

ア 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ 河川管理施設、都市下水路については、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

###### (4) 関係機関との連携

河川施設等の応急対策の実施にあたっては、関係機関との通報連絡体制等、協力体制をとり実施する。

###### (5) 住民の活動

住民は被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

## 2 ため池応急対策

災害により、ため池が決壊した場合、もしくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置、被害状況等を把握するとともに、応急措置を実施する。

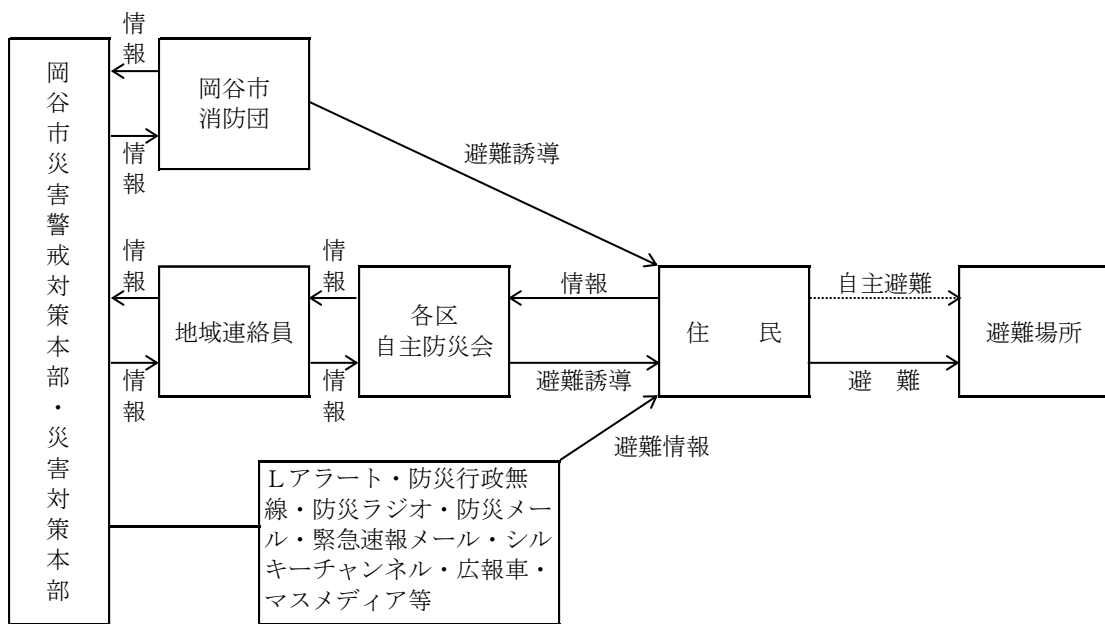
### (1) 情報の収集、伝達

ア 区や受益水利団体等と協力して監視を強化し、積極的な情報収集を行う。

イ ため池管理者において、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに市に報告する。

ウ 市が被害を把握した場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。

情報の収集及び伝達・避難体制系統図



### (2) 避難誘導

被害状況を住民に伝達するとともに、必要に応じて、危険地域の住民へ避難指示等を実施し、安全な場所へ避難させる。

### (3) 被害拡大の防止措置

ア 水門管理者に対して、緊急放流等の適切な操作を指示する。

イ 被害を拡大させないよう早急に応急措置を実施する。

### (4) ため池管理者の活動

ため池管理者においては市が実施する応急対策について協力する。

## 第32節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

危機管理班・消防班・農林水産班・都市計画班・土木班・施設管理者・関係機関

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。関係機関等との密接な協力・連携のもと、災害発生後の適切な対応により被害を最小限に抑えるよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 道路・橋梁等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設、都市下水路及び農業用排水施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

### 第3 活動の内容

行政区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

#### 1 道路・橋梁等に係る二次災害防止対策

道路・橋梁等の構造物については、第30節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧工事等必要な措置を実施する。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、第20節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

#### 3 河川施設等の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

河川施設及び農業用排水施設については、第31節「河川施設・ため池等応急活動」に基づき、県、関係機関との連携・協力のもと、速やかに被害状況等を把握し、避難誘導や応急復旧等必要な措置を実施する。

#### 4 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となるため、倒木についても除去等の応急対策を実施する。

#### 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るため、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置を実施する。

### 第33節 農林水産物災害応急活動

農林水産班・関係機関

#### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

#### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

#### 第3 活動の内容

##### 1 農水産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業団体等の協力を得て実施するとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

###### (1) 被害情報の収集、報告

市は、諏訪農業改良普及センター、JA 信州諏訪等と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を諏訪地域振興局に報告する。

###### (2) 災害技術対策

市は農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底する。

##### 2 住民の実施する対策

住民は市等が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施する。また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

###### (1) 水稲

ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後ただちにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

ウ 水路等が損壊した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

###### (2) 果樹

ア 浸水・滞水している園は、速やかに排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕などを行う。

イ 倒伏、枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努めるものとする。

エ 果実や葉に付着した泥は、ただちに洗い流す。

オ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

###### (3) 野菜及び花き

- ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し育成の回復を図る。
- イ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。
- ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。
- エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗い、洗浄を行う。

(4) 畜産

- ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗い・消毒を十分行う。また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。
- イ 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待って適期刈取りに努める。

(5) 水産

- ア 養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

3 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(1) 被害情報の収集、報告

市は、諏訪森林組合等の協力を得て、被災状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとる。

(2) 関係機関の実施する活動

- ア 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに二次災害のおそれがある場合は、下流域等の市と連携を図り、その防止に努める。
- イ 市と連携をとって被災状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

(3) 住民の実施する対策

住民は市等が行う被災状況調査や応急復旧に協力する。

4 関係団体との協力

県の関係機関及びJA 信州諏訪、諏訪森林組合等の関係団体と協力、連携して、円滑な応急対策を実施する。

## 第34節 文教活動

教育部全班

### 第1 基本方針

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）は、多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

また、市は、私立保育園・幼稚園に対して学校の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒等に対する安全な避難誘導、保護者への引き渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保等を図り、応急教育体制を速やかに整えとともに、平常授業の早期再開に努める。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書の供与、就学援助等の措置を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 活動体制

教育部は、学校長等の協力を得て、児童生徒の避難誘導、応急教育の実施、学用品の供与等の文教活動を実施する。また、学校における措置に準じて私立保育園における応急対策を実施する。

#### 2 児童生徒等に対する避難誘導

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一とした避難誘導活動に努める。

##### (1) 臨時休校等

###### ア 教育部の措置

教育部は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、臨時休校の措置をとるよう、学校長に指示する。

###### イ 学校長の措置

###### (ア) 臨時休校の指示を受けた場合

学校長は、臨時休校の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒等、保護者、学校関係者に周知する。

###### (イ) 早退等の指示を受けた場合

- a 学校長は、早退又は授業時間外における下校の徹底等の指示を受けた場合は、あらかじめ定められた方法により、児童生徒等、保護者、学校関係者に周知するとともに、児童生徒等を保護者に直接引き渡すか、教職員が引率して各地まで集団下校する等の措置を取る。
- b 災害の状況等により、児童生徒等を安全に帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

###### (ロ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置の他、地域の災害の状況に応じて自己の判断で臨時休校、早退等の措置を講ずる。この場合、学校長は速やかに教育部に報告する。

##### (2) 避難誘導

###### ア 教育部の措置

教育部は、児童生徒等が在校しているときに災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、児童生徒に被災の危険が切迫していると認められるときは、学校長に対し児童生徒等の避難を

指示する。また、状況によっては学校長に対し、避難先の指示を行う。

イ 学校長の措置

(ア) 避難指示等を受けた場合

学校長は、教職員の誘導によって、児童生徒等を校庭等安全な場所に避難させる。

(イ) 避難先の指示を受けた場合

学校長は、地域住民等の協力を求め、教職員とともに避難誘導にあたり、児童生徒等を安全に避難させる。

(ウ) 学校長の判断による場合

学校長は、上記に定める措置の他、地域の災害の状況に応じて自己の判断で児童生徒等を安全な場所に避難させる。この場合、速やかに教育部に報告する。

(エ) 避難終了後の措置

学校長は避難終了後、災害の状況により、保護者に避難先を周知し、児童生徒等を保護者に引き渡す。

### 3 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施に努める。

(1) 被害状況の調査

教育部は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

(2) 施設の応急対策

ア 校舎

(ア) 被害が軽微な場合

軽微な被害にとどまった校舎は、即時に応急修理を行い、教室に不足をきたす場合は、特別教室を転用する等の措置を講じて授業を行う。

(イ) 被害が甚大な場合

被害が甚大で応急修理が不可能の場合は、応急修理が終わるまで公共施設等を利用するなどして、教育施設の確保を図る。

イ 校庭

校庭の被害については、使用に危険がない程度の応急修理を行い、校舎等の復旧工事の完了を待って整備する。

ウ 備品等

災害により流失、破損等で使用不能になった机、椅子等の補充については、授業に支障をきたさないように確保する。

(3) 応急教育の実施

教育部は、災害の規模、教育施設の被害の程度、通学路などの安全性を把握したうえで関係機関と協議し、応急教育の実施を学校長に指示する。

なお、応急教育の実施にあたり、児童生徒等の安全を確保するために必要な施設の応急復旧工事を実施する。

ア 校舎の被害が軽微な場合

校舎の応急復旧措置を行い、授業を行う。

イ 校舎の被害が甚大な場合

児童生徒等の安全を確保するために、必要な応急復旧措置を行うものとするが、状況によっては、残存の安全な教室を使用するか、または屋内体育施設等の転用により、学級合併授業又は二部授業を行う。

ウ 校舎の使用が全面的に不可能な場合

使用可能な公共施設、その他民間施設を借り上げて授業を行う。ただし、状況によっては、

学級合併授業又は二部授業を行う。

(4) 応急仮設教室の建設

教育部は、学校施設の被害の状況により学区内にある建設可能地を選定し、速やかに応急仮設教室を建設する。

(5) 教職員の確保等

ア 教職員の確保

教育部は、災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、県教委と連絡をとり、その確保に努める。

イ 教職員住宅の処置

教育部は、教職員住宅の被害状況を調査し、必要な応急処置を実施する。

(6) 児童生徒等の健康管理

ア 保健衛生

必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

イ 健康診断等

授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

4 学用品の給与

教育部は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与の措置を実施する。

(1) 対象者

災害によって住家に被害（全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水）を受けた児童生徒等で、学用品がなく、就学に支障が生じている者。

(2) 調達方法

教育部は、所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。市における調達が困難な時は、伊那教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

5 学校給食の確保

教育部は、災害発生後の学校給食を確保するため、次の措置を実施する。

(1) 災害発生直後には、被害状況を把握する。

(2) 軽微な被害の時は、可能な限り業務を再開する。

(3) 給食業務ができないときは、被害の状況によっては、各家庭において弁当及び水筒等を用意する。

(4) 被害の状況に応じて保育園の調理室が炊き出し場所ともなるので、健康福祉部と連携を図りながら可能な限り確保する。

6 私立保育園及び幼稚園における措置

私立保育園及び幼稚園における応急対策は、前項までの学校における措置に準ずる。

## 第35節 ボランティアの受入れ体制

市民生活班・社会福祉班・関係機関

### 第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行う努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。  
また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。
- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

### 第3 活動の内容

#### (1) 基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図るものとする。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

#### (2) 実施計画

##### 【市町村が実施する対策】

ア 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努めるものとする。

イ ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行うものとする。

ウ 岡谷市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

エ ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

オ 都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

##### 【社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等が実施する対策】

県及び市の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティ

アの需給調整、相談指導等を行うものとする。

【災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等）、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策】

ア 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。

イ 県及び市の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。

ウ 必要に応じて県や市町村等に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市町村社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

## 2 ボランティア活動拠点の提供支援

### (1) 基本方針

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

### (2) 実施計画

【市町村が実施する対策】

ア 市は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じるものとする。

また、県は、その運営において、複数の市町村にまたがる広域的な課題が生じた場合には、関係者間の調整を行うものとする。

イ 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援するものとする。

【社会福祉協議会が実施する対策】

ア 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援するものとする。

また、市町村センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行うものとする。

イ 被災地の市町村社会福祉協議会は、市町村と協議の上、市町村センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行うものとする。

ウ 被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び市との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行うものとする。

## 第36節 飼養動物の保護対策

市民生活班・農林水産班・教育部全班・関係機関

### 第1 基本方針

災害時には、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護を行い避難所（校庭など）での飼育等の保護措置を実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪動物の保護活動及び避難所（校庭）及び応急仮設住宅等における家庭動物の適正飼養。

### 第3 活動の内容

#### 1 保護活動

大規模災害に伴い、浮浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な場所及び環境を確保し、適正飼養を行う。

##### (1) 市が実施する計画

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

避難にペットを連れてくることが予想されるため、避難所等の広場にスペースを設置し対応する。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、岡谷警察署、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。

ウ ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとする。

##### (2) 飼養動物の飼い主が実施する計画

ア 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

## 第37節 義援物資及び義援金の受入れ配分体制

秘書広報班・会計班・社会福祉班・関係機関

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、県、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と連携を図りながら、個人、団体、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等について報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人からの義援金は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。
- 2 大規模な災害が発生した場合、災害対策本部内に義援金配分委員会（以下、「委員会」という。）を組織し、寄託された義援金等を引き継ぎ、迅速かつ公正に被災者に分配する。
- 3 寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援物資及び義援金の募集

##### (1) 義援物資の募集

義援物資については、県、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望するものと希望しないものを十分に把握するとともに被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストの改定に努める。

##### (2) 義援金の募集

県、日本赤十字社県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じ広報活動を実施する。

#### 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

##### (1) 義援物資の引継ぎ及び配分

義援物資については、岡谷市ボランティアセンターの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、義援物資を迅速かつ適正に配分する。

なお、配分にあたっては、高齢者、障害者等の要配慮者に十分配慮する。

##### (2) 義援金の引継ぎ及び配分

寄託された義援金は委員会に確実に引き継ぐ。委員会は、被災状況等を考慮のうえ、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、迅速かつ公正に配分する。

#### 3 義援物資及び義援金の管理

市は、義援金を委員会に寄託するまでの間及び委員会から寄託され被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、紛失等のないよう適正に管理する。

また、寄託された義援物資についても、被災者に配分するまでの間の一時保管場所を確保し、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

## 第38節 災害救助法の適用

危機管理班

### 第1 基本方針

市単位の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

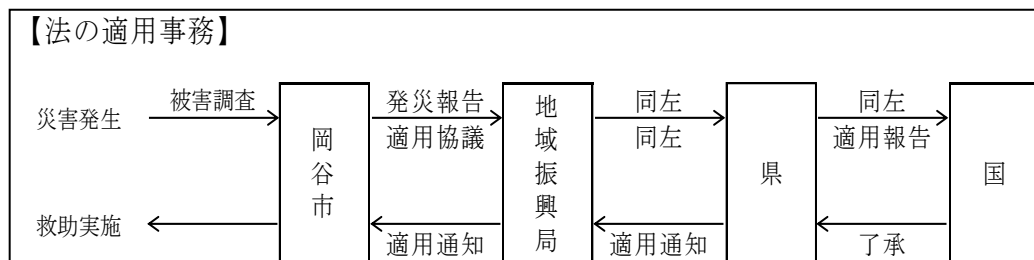
### 第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害情報の把握を行う。
- 2 被害状況により法適用が必要と判断された場合、必要な手続きを行う。
- 3 市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 災害救助法の適用

- (1) 災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。
- (2) 収集した被害情報を、諏訪地域振興局へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。
- (3) 災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。  
 なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受ける。



#### 2 救助の実施

- (1) 市長は、知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。  
 委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。
- (2) 救助の実施は、別に定める基準により行う。

## 第39節 観光地の災害応急対策

消防班・商業観光班・商業観光班・関係機関

### 第1 基本方針

観光地へ通じる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、国、県及び関係機関と連携し対応していく。

### 第2 主な活動

- 1 観光地で災害が発生した際には県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

### 第3 活動内容

#### 1 観光地での観光客の安全確保

- (1) 観光地での災害時には、岡谷市消防計画における救助・救急計画に基づき、諏訪広域本部、岡谷警察署、医療機関と連携して観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行なうとともに、被害状況を早急に把握する。
- (2) 諏訪広域本部は、観光客の救助活動にあたり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について綿密な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行なう。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

- (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行なう。
- (2) 観光地の観光案内所等で災害時の外国人旅行者の避難誘導、非常用電源の供給を行う。
- (3) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより外国人旅行者に配慮した情報提供や避難誘導、非常用電源の供給を行なう。

